

令和6年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

令和6年6月10日(月)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番 酒井圭治君
2番 長岡千恵子君
3番 川崎直文君
5番 清水紀人君
6番 金元直栄君
7番 森山充君
8番 清水憲一君
9番 滝波登喜男君
10番 齋藤則男君
11番 上田誠君
12番 松川正樹君
13番 楠圭介君
14番 中村勸太郎君

4 欠席議員(1名)

4番 朝井征一郎君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君
副 町 長 北川善一君

教	育	長	竹	内	康	高	君
消	防	長	宮	川	昌	士	君
総	務	課	多	田	和	憲	君
財	政	課	原		武	史	君
契	約	管	朝	日	清	智	君
総	合	政	清	水	智	昭	君
え	い	住	深	水	正	康	君
建	設	課	竹	澤	隆	一	君
農	林	課	島	田	通	正	君
防	災	安	吉	田		仁	君
商	工	観	江	守	直	美	君
上	下	水	勝	見	博	貴	君
福	祉	保	高	嶋		晃	君
住	民	税	吉	川	貞	夫	君
学	校	教	山	口	健	二	君
生	涯	学	吉	田	正	幸	君
子	育	て	池	端	時	枝	君
会	計	課	波	多	野	清	志
		長					君

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	清	水	和	仁	君
議	会	事	務	局	課	長	補	佐	酒	井
									春	美
									君	

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

(午前9時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところ御参集いただきまして、ここに10日目の議事が開会できますことを、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴の心得を熟読され、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、10番、齋藤君の質問を許します。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） おはようございます。

6月の定例会、最初の質問者としてたださせていただきます。よろしくお願いをいたします。

さて、この4月に就任された竹内教育長に抱負というか、意気込み等々についてお伺いをいたしたいと思っております。先生は、この3月まで教育現場である中学校の校長として勤務されておりました。そこで、町の教育行政のトップである教育長として任命され、就任されました。

教育現場から一気に教育長、少々のところ驚いているのは私だけでしょうか。選任された町長としては、重要な町の教育行政を任されるものであり、その手腕に大きな期待度を持って、選任されたことであると思っております。また、恐らく多くの町民は大いに関心をお持ちのことと思っております。

そこで、町長、町民の期待に応えるべく、町の教育行政のトップである教育長

としての、就任に当たってのそのお気持ち、また、そのお考え、その抱負というか、その思いをお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） ありがとうございます。

非常に、今の思いを述べさせていただきたいと思います。現職1年を残しての教育長就任ということで、本当に悩みました。いろいろ学校のことも考え、家族のことやら、いろいろですね、自分自身の生き方についても再度考える時間だったなと思います。

それから、これからですね、学校教育であり社会教育、本当に多くの課題があるということも分かっており、大変な仕事であるなというところで、本当に悩みました。

この重責を自分自身が全うできるかというところも、本当に正直なところ、短い時間の中で考えなければいけないというところが、本当に、正直つらかった部分もあります。ただ、その中で前教育長からもお話も頂いたこととかですね、それから、自分が、この永平寺町に60年ほど前に生まれ、ここで育ち、そして、いろんな方と出会い、いろんな方に支えられてきた、この59年ですけども、59年間というのを振り返りますと、今、お声をかけていただいたときにですが、やはり自分に何ができるのかなと。このまま、前職は永平寺中学校長でしたけれども、この1年で中学校長を終えるのとですね、その後の、この永平寺町の教育行政を担うという、その仕事に向かっていく気持ちというのがあるかどうか、それをまず自分の中では問いました。

その中で、当然、永平寺中学校の校長は、もうやる気満々だったので、先ほども、また、この永平寺町全体の教育行政に向かうというところについては、本当に、これまで皆さんからですね、町民の方々、子供たち、保護者の方、地域の方から支えられてやれてきた部分、その恩返しというか、自分の中ではできることを精いっぱいやりたいなという思いで、このお話を受けさせていただいたということです。

さらに私はまだこれから後何十年もこの永平寺町で過ごしていく、この残りの人生を暮らしていく中でも、自分に何ができるのかということを考えながら、この今教育長というこの重責をしっかりと頑張っていきたいかなと思います。

まだまだ、学校教育については専門にやってきましたので、大体のことは分かるのですけれども、まだまだ社会教育については、関わったところもありますし、

関わってないところもいっぱいありますので、そういったところもですね、一つ一つ勉強しながら、大きなたくさんの課題を一つ一つ解決というか、よりよい方向に進めていけるように頑張っていきたいと思いますので、また皆さんのですね、また御支援、御協力をお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 次に、今日の永平寺町における教育関係について、どのようにならわれているか。また、感じていることがありますか。その思いや改善すべきことがあると思いますが、そのお気持ちを率直にお聞かせください。

また、子供たちが学ぶ教育施設についてや周辺環境についての思いも、お聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 本町ですね、まずは学校教育環境についてはこう考えております。給食の無償化をはじめ、このG I G Aスクール構想に基づく一人1台のタブレットの対応とかですね、本当に恵まれた環境だと感じております。さらに学校教育支援員の配置もですが、非常に特別教育の考えを基に、本当に一人一人を、子供たちを見守る、そういった町の会計年度職員の方々、そういった方をつけていただいて本当に教育環境は、ほかの他市町に比べても素晴らしい教育環境ではないかなと私自身は思っております。

さらに今学校教育で取り組んでいるところで、やはりふるさと教育これについては本当に永平寺町を誇りに思えるような心づくりというのですか、そういったのが本当に充実しております。昨年度も、そういった県での発表やいろんなところで、先週行われた松岡の公民館まつりに、松岡中学校の子供たちがやはりボランティアで来るとか、本当にふるさと永平寺町で、本町で生まれ育っている永平寺町にいろいろ何か関わろうというのが今、学校教育の中では進められているなというところで、本当にコロナ禍でできなかったことも、だんだんできるようになってきましたのでそういうことも含めて、本当に充実した教育環境でないかなと思います。

さらに、今、令和の日本型教育ということで個別最適な学びであるとか、協働的な学びというところにおいても、本当に一人一人を見る学習支援など、そして、子供たちが、いろんなところで対話を楽しみながら、話し合いを学び合いをやっていく姿、そういう事が本当に今子供たちにも表れていて、非常にいい環境かと思

います。

あとですね、社会教育環境につきましては、やはり僕、先ほども言いましたけども、まだまだ僕の知らない部分を、やはりまだ課題として捉えていない部分と見えてない部分がたくさんあるのかなと。ただいろいろ夜の会合とか、それから今の公民館まつりに参加させていただいて、本当に地域の方々が自分たちで学ぶという、学ぼうとする姿というのは本当に見えていまして、こういったところを、どうさらに活性化していく、人と地域を活性化していくというところはどう伝えていくかというか、そういうところがこれからやはり大事なことなのかなと思っております。

まだまだ、教育行政として、できることはたくさんあるかと思っておりますので、また、自分自身も学びながら、一つ一ついい方向に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） ありがとうございます。

教育長さんは、学校教育現場から一気に就任されました。相手が児童・生徒の環境から、青年・成人・高齢者等々、対象者の幅が広がりました。そこで、今日の町の社会教育や、社会体育について、どのように思われているのか、先ほどちょっとお聞きいたしました。

また、その取組状況についての思い、そして、新教育長としての方針をお持ちでしょうか。就任2か月目でまだのところは結構でございますが、今のお気持ちをお尋ねいたします。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 今、齋藤議員からも言われたように、まだ本当に2か月しかたっていないということで、実は来週社会教育委員会、第1回目が6月18日の夜にありまして、先日ちょっと資料が上がってきて見ているのですが、社会教育といいますと本当に幅広いというのが、この資料を見ても分厚い資料なので読みながらこんなこともしているのだな。本当に今まで私が見えていた部分もあるし、見えてなかった部分というのもたくさんあるなというところで、これ本当にもう1回学び直しというのですかね、そういったことが本当に大事かなと思います。

ただ、本町の社会教育方針というのは、令和6年度が出ていますので、その中

でこの豊かな人間性と文化を育むゆとりに満ちた人づくりを目指してという、この大きな狙いの中で、いろんな活動を取り組んでいきたいと思いますが、この重点目標の中で、やはり一番大事なのは笑顔あふれる連携と協働のまちづくり、もう本当にこれ大事だなと。やっぱり本当にいろんなところで、昨日もちょっと谷口のペタンクのほうへちょっと行かせていただいたのですが、本当に何というのですかねやっぱり笑顔ですよ。そこに集まる人たちって。公民館まつりのときもそうだったのですが、会議のときはあまり笑顔がないのですが、ああいいう活動になってくると、本当に子供たちもそれからお年寄りの方々も、本当に笑顔いっぱい活動が見られる。

私自身はやはりいろんな人が集うというところで、公民館であったり図書館であったりいろんなそういう活動の中で、やはりそういった町民の皆さんが笑顔あふれる活動になるようにして、また考えていきたいなと思います。

僕も永平寺中学校とか、今までの学校教育の中でも笑顔というのは、一つのキーワードにしていたのですが、これをやはり社会教育の中でもキーワードとして取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） ありがとうございます。

町民の目線に立っての教育行政の推進、その手腕を御期待申し上げ、この質問をここで終わります。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

福祉とは、社会福祉協議会が発行されている機関誌に、福祉の「ふ」はふだんの、「く」は暮らしの、「し」は幸せと記述されていました。福祉の谷間に置かれていると思われる人たちがいるのではないかと思います、そのような状況の対象者の把握等その施策はあるのでしょうか。

ある独り暮らしの高齢者車の運転はできませんが、病院の通院に公共交通機関を利用しています。通院先は町外の病院であります。時折近くの家族が通院の手助けをしていますが、毎回は大変困難です。最寄りの駅までの行き帰りに大変な不安を感じているとお聞きしております。

介護保険の介護認定には該当しないが、在宅の虚弱の高齢者が結構おられると思います。その実態は把握されていますか。されているのならその方法はどのようにされているのか。されていないのならされるお考えはあるのかどうか、今後

の方針というかそのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） お答えさせていただきます。

実態把握につきましては、在宅介護支援センターの職員による訪問等で実施をしているところでございます。令和5年度の実績につきましては、民生委員や福祉委員、区長、御家族からの相談に応じまして、独り暮らしや老老世帯など466人の実態把握を行っております。

また、相談や見守り訪問も年間1,295件、月平均にしまして108件行っているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 施策というのは何も、ただ、調査をされて把握しているというだけですか。その人に対しての、例えば指導ではないですけど、こういう方法がありますよということはされているのかどうかです、利用して。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） お答えさせていただきます。

在宅介護支援センターというのは包括支援センターの出先機関でございます。包括支援センターというのは福祉保健課の横で窓口としてきていますが、在宅介護支援センターというのは、その出先機関ということで、常に外に出て気がかりな高齢者の方の御相談とかお悩みを聞いています。そのお話を聞きまして地域包括支援センターのほうにつなぎまして、現在スムーズに介護保険のほうにサービスにつなげているというのが現状でございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 今の福祉の谷間についての関連ですが、独り暮らしや高齢者世帯の実態は把握されているのかどうですか。

日中、昼間ですね。日中の昼間において、一時的に独り暮らしの状態になる場合や、高齢者のみの世帯となる家庭が多くあります。このような家庭の場合における福祉施策はあるのかないかについて、その実態の把握はされているのかどうか、恐らくはなかなかされていないとは思いますが、前向きに取り組むお気持ちはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） ありがとうございます。

日中のみの独り暮らしや老老世帯になる方についての実態把握はしております

ん。気がかりな高齢者については、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、民生委員や福祉委員、御家族からの相談を受けて対応をしています。

その日中生活に不安を抱えていると、相談を受けた方については、先ほども言いました在宅介護支援センターが定期的に、やはり訪問に行っております。またこれらの方ですが、状態が悪化した場合につきましては、介護サービスへスムーズに移行しているといった形でございます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 福祉の制度の恩恵を受けているのはいいのですが、受け方は分からないというのか、そういうこともありますし、何か私は谷間にいるような人がちょっと数多く見られるので、もう一度うまく実態の把握をきめ細かにしていただきたいなという感じを思っております。

例えば、先ほど申しましたとおり、通院に行くために駅に行くのにコミュニティバスを利用しなさいということも聞いたらしいのですが、コミュニティバスがその周りが駅へ行くやつか。何か分からないと、それから時間的なこともあるし、コミュニティバスの時間が合わないとか、そういう事もありますし、本当にそれは個人に都合に合わせているのではないですけど、今回何か欠けているように思います。前にもコミュニティバスのことについてちょっと今話が出たのですが、人が乗ってなくてうちの近くですけど、今行ったかなと思うと30分ぐらい後にまた反対側へ行きます。同じく両方とも空です。朝でも早く通ります。朝あんな早く何で通るのかなとそれも空で通るのです。何かそういうコミュニティバスの話ちょっとそれちゃったのですけど。

前にもう少し向こうのことについて考えたら、ほしいなと地元何かちょっと変なところが感じたものですから、これは通告してないのでお答えいいですけど。その制度例えば介護保険の認定を受けなさいとって、認定を受けると介護保険の対象者になるのですけど、そうすると介護保険料が上がります。介護保険料が上がるといって、何もお医者さん行けばいいっていても高くなるし、その前に、介護認定になる前の手だて、それから病気になる前の手だてと言うのが、することによって医療費の高騰とか、そういうことを抑えられるのではないかと思います。

以前、上志比地区の国民健康保険が非常に高くなった時です。そのときどうしたらいいかということで、いろんな当時厚生省ですけど、審議官のいろんな話を聞いたらお年寄りお医者さんへ、何でもないとお医者さんへ行って薬もらったりするけど、その前に年寄りに飛んだり跳ねたりする遊びを年寄りに教えたほうが、

病院行かんと済むよと言って言われて、当時、上志比村ではヘルスパイオニアタウンというような事業を取り入れて、6年間ですけど、そのときにいろんな事業をしていました。そしたら、国民健康保険が下がったという例もあります。だからなります前の何か手だてというのをもう少し、そこら辺に重点的に置いてやられたほうがどうかと思いますけど何か答えがあれば。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やはり介護が必要になる前のその状況、把握するのも大切ですし健康でいていただくことが今は大事です。その中で今例えば健康長寿クラブであったり、仲のいい皆さんで出かけていったり、公民館で趣味をしたり、スポーツで先ほど教育長もありました、ペタンクをしたりいろいろな、そういう仲間と一緒に活動するということがまず大事なかなと思います。これ今いろいろな各課が一生懸命取り組んでいます。

一方僕もいろんな方々からお話を聞かせていただいて、例えば、これは介護を受けている方ですけど、遠いところへ病院に行くときに、やっぱり家族の負担が増えてくる。若い人が仕事を休んでちょっと行かなければいけないとか、そういったケース・バイ・ケースもあるようです。

そういった点で本人の社会保障というかサポートも大事ですが、やはりちょっと今考えなければいけないのは、家族のそういった負担、やっぱり今若い皆さんに一生懸命いろいろなところで活躍をいただいておりますので、そこはやっぱり必要かなと思います。

今ちょっと出ましたコミュニティバスについて、なかなかやっぱり上志比地区ちょっと大きいので、永平寺の中地区も近助タクシーは厳しいかなと、一応声はかけさせていただく。もう1個違うやり方を今、実は総合政策課のほうで検証しております、やっていこうと思っております。ただ一方今マスコミでも出ておりますが、運転手不足というのでバスの廃便とか減便というのが、これからますます増えていくというのも予想されておまして、もう一度ここで1回冷静にコミュニティバスの在り方、本当に将来これ今切り替えていいのか、これをつなげていかなければいけないのかというのは1回検証しつつ、今違ったやり方も今政策課のほうでもう検討に入っておりますので、またいろんな場面でどう家族御本人を支えられるか、また活動できる環境をつくっていただけるか。そしていざそういった介護が必要な状況になったときには、いろいろなサービスを効率よく受けただけけるようにするかというのが、やっぱり大事なかなと思っておりますので、

引き続きまだまだこのサービスの必要性というのは増えてくると思います。

一方しっかりと取捨選択本当に必要な政策を重点的に行うためには、違ったサービスを配信とかしながら、より時代に合ったサービスをつくっていくということも、レーダーを張ってしっかりしていかなければいけないなと思いますので、また引き続きの御指導よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 今ちょっとコミュニティバス出たのですが、通告はしてないので、返答や対応はいいですけど、上志比地区だけ回っていると何もありませんね、温泉ぐらいしかない施設ってね。

乗られる人だとか利用される人に聞いたら、せめてちょっと永平寺とか松岡へ行けたら、例えば永平寺の銀行へ行きたい、それから松岡のスーパーで買物をしたい、医科大への直通バスはあります。

それ何故できないのかなと聞かれます。けどいろんな公共の事業で電車がえち鉄が走っているので無理なのと言った。そしたら別にえち鉄利用しては行かない。例えば役場の前にもちょっと言ったのですが、支所で受付をしても何か受け取るには本庁へ行かないといけないということがありました高齢の方で。マイナンバーカードか何か今できるようになっていますかね。

何かそういうものでも例えば本庁の役場へ行きたいと、けど駅まで歩いて行って駅から電車に乗って、駅からまた本庁まで歩いていかなければいけないと。それより今日のバスはまず本庁行きのバス。例えばこういうのがあると。こういうような形態でコミュニティバスが運行してもらえると、非常に利用コミュニティバスというより路線バスみたいな感じですけどそうだといいのにと、何人かの人に相談というのかせっかくバス動いているのに本当にもったいないと。町はいろんな制度をやっているのにもったいないなと。お金をかけてやっているのに、何か特定の人だけの利益につながるようなこんなバスなら、あんまり必要ないのではないかなということ聞きます。

だから何かそこはできないのかな何かいい方法がないか。たしか合併前には八の字型に回ってというバスができると聞いたのと。三つの旧合併前のところを全部回れると、そうするといろんな施設がある。上志比だけ回っているのでは、もう温泉へ行く人は利用するのですが、うちの近くなんか温泉近いで歩いて行けるのですが、ちょっと遠い人らでも温泉だけしか行かないと。乗るのはいいけど結果的には、朝の子供さんの通学用のバス、それならもうあっさりコミュニテ

ィバスは動かさずに子供用の通学バスだけでしたほうが、かえって財政的にも効率的にもいいのではないかなという気もします。

だからちょっと今話が横にそれたのですが、やっぱりこれも福祉には関連があると思いますので、ぜひともこれ提案させていただきますので、何かいい方法を一度行政のほうでお考えいただければ、皆さんが喜んでああって言いなると思いますのでひとつお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） おっしゃるとおり本当に移動手段、免許返納の話も今ありますが移動手段、そういった中でまちは支所の機能を充実させようということで、例えば上志比支所に建設課の職員を配置して、地元のいろんな要望にスピード感を持って回答して、そしてこっちのほうにフィードバックしてやっていこうというのをずっとやっていました。

例えば、農林課は永平寺支所にあったのですが、昨年ちょっと大きな災害がありましたので、今集中的に業務をするために農林課は、ここ1か所でやっているのですがそういった思い。またいろいろな窓口も各支所で完結できるようにという取組をしております。

やっぱり時代って物すごくやっぱり変わってきて、合併した当時齋藤さんも一緒に議員していたのですが、あのときはどちらかというの一つにまとめていこうというので、こういう公共交通の話もあまりなかったのですが、だんだん皆さん高齢者になられて高齢化率も上がっていますので、近隣でどうやって完結するかという中でまちもそういう対応をさせていただいております。

それとこれも今議員おっしゃられたとおりコミュニティバスもえち鉄が既存の公共交通がありますので、交通会議の中でも上志比地区は上志比地区、永平寺地区は永平寺地区、松岡地区は松岡地区という中で、じゃあ上志比から福井大学医学部だけは行けるようにしようと。ただそのときはどこも止まらないでとかと、いろいろそういう縛りがあったのですが、議員おっしゃるとおりさっきの話じゃなくても時代が変わってきておまして、そういった中でこれからどんどん交通会議の中で、もう上志比は上志比、永平寺は永平寺、松岡は松岡だけという、そういったのはもうないような雰囲気も今感じておりますので、しっかりと今そういったのを併せて、今新しい乗り方というのを今検討して、今年度中にはお知らせできるかまだ分からないのですが。でも今年度中には何とか今頑張っているところですので、またお話しできる機会があったらまた御意見を伺うときもあると

思いますのでよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） ありがとうございます。

また福祉のほうに戻りますが、大分昔の話ですが福祉票という、福祉関係者が利用するための資料として、家族構成が分かったり福祉制度を受けている状況が分かたり、その制度を受けるためのものがありました。今はもう何かつくってないというようなことです。このようなものを作成してみてもどうでしょうか。

それから福祉の制度を上手に利用し、様々な福祉の恩恵を受けておられる方もおられると思いますが、しかし谷間というか恩恵から外れている方が多くおられます。まちとしては福祉を含め福祉以外のこと全てに対し、国や県のあらゆる制度を取り入れていることは承知しておりますが、町民に対する周知の徹底方法がなんかまずいというのではないのですけど、もう分かりやすいような先般もちょっといろんな話があったのですけど、いろんな町こんないっぱいいろんな制度でいいことやっているのに私ら知らないだとか。町のほうでは広報誌を見ればいいとか、ホームページ見ればいいとかいう事も分かります。確かにそれで十分やと思いますけど、何か周知の徹底がないかなという、せっかくいい制度をやっているのに全部申請主義もありますけど、申請しないと駄目やというのもあるのですけど、これはあくまでもこの人はどうですかと通知するのちょっとどうかと思いますけど、何かそういうことがそういえばそうですね見えてないのかということをお聞きしました。

またこの町民に対する周知の方法、今の方法以外で何かないか、きめ細やかな周知の方法を取り入れていただきたいということをお願いいたします。またさきの一般質問でも申し上げましたが、町内のいろんな制度の中で所得制限について撤廃することについてもぜひ御検討をお願いしたいと。所得制限があるために、うまく利用している人は所得制限に引っかからないです。正直にやっている、そんなこと言うとあれやけど、正直にやっているのではないのですけど、所得制限のためにせっかくの町のやっている恩恵を受けられない、制度を受けられない福祉制度を受けられないという方がお聞きします。

ぜひともこの永平寺町は所得制限がありませんよと、ちょっと思い切ったやり方ですけど。国や県の所得制限があっても、永平寺町の町民であれば所得制限なしに町がやっている全ての制度には恩恵を受けられますよということも、一度考えてみてはどうかと思います。

そういうことを提案申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 情報発信につきましてはまちの人にいろいろ発信をさせていただいております。新らしく取り組もうとしていますが、これ区長会の皆さんからもお話しただいて、いろんな区の寄り合いの中で、例えば永住について知りたい場合、えい住支援課の課長なり職員が30分から1時間と言っていた、30分から1時間程度そこは集中して、まちはこうやっていますよとかそういうお話をしに行きたいなと思うのと、やっぱりこの情報発信住民の方々が求めているときは、物すごくそこが見えるのですが、まだ求めている違うサービスのちょっと関心があるときには、なかなか目につかなかったりすることもあるのかなと思っています。

やっぱりこういうのは広報紙だったり、今、本当にホームページで、永平寺町移住支援とかと入れたら、すっといろんなサービスが出てきたり、こういったこともしっかりホームページとの連動はしっかり今やっているところですが、もっと検索がしやすいようにしたり、またアナログですけど、各課皆さんが関心を持たれているところに出向いてお話を、まちの政策のお話をさせていただくというのは、これも今御案内しているのですが、これもまた広報誌で御案内していますので、区長さんにはまた別途各団体の皆さんにも別途こういう、やっていますのでぜひ御利用くださいというのを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 今いろいろありがとうございます。手段としては、私ちょっと気がついたのですが、人が集まる場所に貼り紙するのも面白いかなと、いろんな制度、例えば病院のほう窓口でそういういいですね、それから商店とかスーパーとかあります。そういうところ目につくとふっと口コミでお年寄りなんかちょっと見るとあらこんなことやっているのやと、口コミでぱっと広がるというよう事もあると思います。

いろんなことを申し上げましたが、ひとつ御検討いただければ幸いです。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 次に、1番、酒井君の質問を許します。

1 番、酒井君。

○1 番（酒井圭治君） おはようございます。

北陸地方の梅雨入り予想も 6 月 1 1 日から 6 月 1 9 日と、ちょっと遅くなっているのですかね。そういったことで防災にも意識を高めたいと、今後の防災意識も高めたいと思っておりますが、最近、まちの外で永平寺町関連のことに出会う機会が多いです。

一つ、これ私、外食が好きで、福井市のお好み焼き屋さんですけど、これ永平寺町特産の五領たまねぎ、新たまねぎですけど、それを使った非常にシャキシャキ感のある非常においしいお好み焼きでございました。店主に聞きますと上志比にんにくにも非常に興味を持っているのだということで、非常に興味を持っていらっしゃいました。

二つ目ですが、後学のために、これ日本版ライドシェアですかね、この説明会が、ちょうどハローワークであったものですから、一度出てまいりました、後学のために。会場は満席でございました。いろんな方がたくさん来られていました。結果、参加者、もう内容は申し上げませんが、参加者の興奮状態、そういったような状態の説明会になりました。その場でも永平寺町の近助タクシー、これも関連ワードで出されました、司会者が。そこで私の横にいた方からですね、永平寺町ってなんて素晴らしいですねというふうな言葉をかけていただきまして、今さらながら永平寺町のポテンシャル、これは非常に高いものだ実感させられた、そういうことがございました。

そんな素晴らしい永平寺町ではありますが、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、永平寺口駅県営駐車場の廃止についてお伺いいたします。この駐車場につきましては、えちぜん鉄道の運営スキームがあったかと思えますが、パークアンドライドとして県との契約により設置されていた経緯があったかと思えますが、突然ですね、本年 3 月 3 1 日をもって廃止となっております。

そこで、地元としてはですね、廃止に至るまでの連絡がないというのですが、それどこまで本当なのか、ちょっと調べてないのですが、地元としては廃止に至るまで連絡もないと、なかったと。このような公の施設ですね、駐車施設が突然なくなってしまうということに若干戸惑いが見られました。つきましては、まず、この廃止に至った経緯、このことについてお伺いしたいと思えますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 平成17年4月から供用開始しておりますが、当時はパークアンドライドの渋滞対策モデルとして始まりました。令和5年度で、事業開始後18年となり、道路の渋滞緩和、地域鉄道の利用促進に一定の効果があつたということでございます。

永平寺口駅につきましては、県営を含めた約100台分のパークアンドライドの駐車場がありますが、利用率がそれほど高くなく、駅周辺に代替可能な別の駐車場もあることから、モデル事業を終了して、鉄道利用者への影響がないと判断したとお聞きをしております。

この事業につきましては、県の事業でやっているということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） ありがとうございます。

利用実態ですね、そういったものがやはりないと、なかなか難しいのだろうなと思うのですが、将来にわたってのことをやっぱり懸念します。例えばイベント対応のときどうするのだろうな、例えば灯籠流しのときどうするのだろうなと思います、また県とか、えちぜん鉄道活性化協議会というのは、たしかあつたと思うのですが、そういったところと十分話し合えたのかなというのは、そんな気もするわけですが、ありがとうございます。

公の、この施設、駐車施設ですね、設置や廃止に対する案件についてはですね、地域コミュニティにとっても非常に重要な部分であると思っております。少なくともこういったことが起きる場合には地元へは、十分に事前に連絡をしていただきたいように思います。

そこで、地権者に返還されるという県の事業でございます。ここに大きなやはり空間が生じるわけですが、地元として地域振興から今後について、民間のことです。個人案件でもあるわけですが、やはり関心を持っていらっしゃる方がおられるわけですね。私も住民側の地域に対して関心を持つということには、甚だ別に異論もございません。大切なことであると、地域のことを考える、地域を見るというのは大事なことかなと、そういう視点は大事なことかなというふうに思っておりますので、この跡地に対して、今後、何か、まちとして、何か関わりを持つようなことはあるのかということでお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 先ほどの地元へのお伝えするということにつきましては、県のほうにも、また、ｱﾝｸﾞﾝさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 永平寺口駅パークアンドライド駐車場については、用地が、今後、地権者に返却予定であり、その返却される用地が整地されていることから、町で地域振興に活用してもらえないかとの相談を地権者から受けております。

用地の買収費用、道路や下水道の整備費用、測量分筆費用などの経費を担当課と協議して、分譲収入など、事業採算性が確認できれば、駐車場跡地がある程度まとまった土地として確保できるか、地権者の皆さんの意向を確認させていただきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 酒井君。

○1番（酒井圭治君） ありがとうございます。

ぜひ、地権者とのお話の中で、昨今、人口減少も取り沙汰されているわけですが、極力地域振興へつながるように進めていただきますよう、お願いしたいと思います。

次に喜ばしいことに最近、観光客も増えてまいりまして、えちぜん鉄道永平寺口駅の乗降客も増えている状況もあるというふうには思いますが、駅前の道路の真ん中に、いかんせん大きな岩が、長期にわたりまだ置かれておりまして、何か作者不明の文も刻まれているような状況でございます。

この永平寺口駅で連絡バスに乗り換える観光客も立ち止まりまして、待ち時間の中で不思議に感じられる方もあるというふうにも聞いております。つきましては、当初は道路設計もきちんとされていたと思うのですが、この岩ですね、この岩について現在までのまちとしての対応状況と、今後について何か所見がございましたら、お願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） では、お答えします。永平寺口駅前に設置された大岩については令和2年11月11日に設置がされ、設置者は地権者と異なる方となっています。当時、福井県都市計画課と協議をしましたところ、この石には一定の概念やイメージが表示されているものと捉えられるため、屋外広告物に該当するものと判断しています。

ただ、当地域は知事が第三種禁止地域として定める地域であり、屋外広告物を

設置できない地域となっています。そのため、まちでは同年12月22日、屋外広告物条例に違反する行為であるため、是正勧告書を送付しています。それに対しまして設置者より、年が明けた1月に撤去するという申出がありました。ですが、さらに1月下旬になりまして、当該土地の所有者との用地買収が解決しない限りは撤去しないとの申出が、またありました。また、令和3年9月には、設置者から依頼を受けた弁護士事務所より質問状を受けましたので、まちとしても顧問弁護士に相談しながらですね、回答し、現在に至っているところでございます。

また、設置者が言う土地所有者との交渉につきましては、現在も定期的に訪問し、交渉を進めているところでございますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） ありがとうございます。引き続き対応のほうをお願いしたいと思います。

実は先般、5月8日でございましたが、永平寺中学校の生徒ですが、永平寺口駅前の永平寺ふれあい公園で清掃ボランティア、この活動を行っております。生徒会長は、駅の前なので、観光客をきれいな公園で迎えたい、皆さんも協力してほしいと呼びかけております。この姿を見るにつけですね、私自身、子供たちの、やはり未来を担う子供たちですね、そういった子供たちのまちを思う立派な意思、大きな意思ではありません。立派な意思をそういったところに感銘を受けております。何とぞ引き続きの御対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。現在、町においても少子高齢対策は、まちの重要な課題となっております。その要因を聞く中で、若い人同士が交流する場の減少、日々日常の繰り返しで新たな出会いがないという声も最近聞いております。そこで、まちにおいても結婚相談事業に取り組まれていると思いますが、そのまちの相談組織についてです、また、組織メンバーと取組内容、そういうような実態、実績が分かればお知らせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それではお答えをさせていただきます。

まちの結婚相談事業は、永平寺町婦人福祉協議会が担っているところでございます。現在9名の結婚相談員が活動をしています。活動内容は毎月第二、第三、

第四土曜日、午後1時30分から午後3時半まで、松岡町立図書館で相談会を実施しているところでございます。

紹介相手やお見合いを希望される場合は、まず、結婚相談名簿に御登録いただくことになります。申込者と相手方の希望が一致したときに御紹介、お見合いをするという流れになっております。

令和5年度の実績です。家庭訪問、電話等で402件行っております。お見合い件数は6件、そのうち成立は1件ございました。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 酒井君。

○1番（酒井圭治君） ありがとうございます。1件の成立ということで、前に進んでいるのだなというふうに思います。ありがとうございます。

まちにおいても未婚率を減らし、人口の自然増への転換を図るということで出会い、結婚、妊娠、出産というプロセスを考えますと、こういった婚活をはじめとする結婚の支援事業は非常に大切だと思うところでございます。

そこで、次の質問に移らせていただきますが、この相談活動についてですね、今後の新たな企画やまちの支援、そういったものは何かあるのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 今後、婦人福祉協議会が主催する婚活イベントを7月14日に、永平寺町四季の森複合施設、天井広間で企画をしているところでございます。

まちはですね、その婦人福祉協議会に補助金を交付いたしまして、結婚相談活動や婚活イベントの運営を支援しているところでございます。

そのほか、まちとしましては県と市町が連携して実施する、オール福井連携婚活応援事業でふく恋AIマッチングシステムとか、婚活イベント等の運営支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 酒井君。

○1番（酒井圭治君） ありがとうございます

もう何年も昔の話でございますが、その当時、やはり家族、地域、職域が果たしていたエムスリー機能ですね。つまり結婚機能、そういったものの低下が見受けられました。そういったことが顕著に現れているような時代でございました。

要因はというと、家族と過ごす時間の減少によるコミュニケーションの不足や、また、地域活動の衰退というものがございまして、地域のつながりの希薄化、また、上下関係、同窓生、そういったつながり不足、そういったものが見受けられました。

そこで、これは思い切った事だったのでしょね、施策だったのか、社会教育の中で公民館が一つの社会課題として捉えまして、結婚支援事業を行ったことがあります。当時も行政が支援しながら、青年が主体となった青年交流実行委員会を立ち上げました。年に数回の交流会を実施したところ、結婚に結びついた例もございました。

公民館にも、これ結婚相談員がいて、日々情報をやり取りしていた。そういったことが思い出されますが、現在、福祉事業として、時が流れて、形こそ変われども、行政ならではの広域連携、県も今、御説明の中で県との連携もあるということでございます。行政ならではの広域連携、そしてまた行政支援、そういった体制、これが参加する者にとっては行政というのは、名前が出てくると非常に安心感が持つわけですけど、そういった行政支援体制による安心感とか、事業の効果1件という成立件数もお聞きしましたが、事業効果の把握、また、分析ですね、こういったことが、中長期的な視点を織り交ぜながら考えられるというのが行政かなというふうに思っております。

将来、子供たちが、この永平寺町で生まれ、育っていく環境をつくり上げられるようですね、青年活動や相談事業にも今後も一層の支援をお願いしたいと思います。

次に最後の質問に移らせていただきます。

2024年3月施行、戸籍法改正にて、現在システム改修なんかも進んでいるようでございますが、その中で戸籍の届出に戸籍謄抄本の提出が省略可能になったとかですね、本籍地以外での戸籍謄本が発行可能ということで、広域交付制度ですか、そういったことができるようになったということでございます。

そこで、最後の質問させていただきますが、2025年、来年施行の改正戸籍法で、戸籍の振り仮名の法制化、これが進められるようでございますが、戸籍振り仮名制度のですね、いろんな課題が出てくるかと思えます。そういったことに対して町民への周知を、先ほど齋藤議員もお話ありました、広報していくというお話もございましたが、そういったことで、この振り仮名制度への町民への周知というのは、何か今後の周知スケジュールというのはあるのか、そういった対応

は、どのように進められるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） まず、スケジュール的なところを申し上げますが、戸籍法の改正、これ令和5年、昨年5月、令和5年6月2日に改正されまして、2年以内の施行となっていますので、令和7年5月までには施行されるということです。これ予定です。

今、議員おっしゃいました、振り仮名につきましては、施行日より順次ですね、来年の5月以降、施行日より順次、本籍地の市区町村長より氏名の振り仮名の仮情報を個別に通知をするというふうになっております。その通知を受けてから1年以内に本籍地、または所在地に届出をするということとなっておりますので、施行日より1年後までには振り仮名の記載がされるというふうなことで・・・しております。周知の関係ですけれども、令和7年1月頃より広報誌、ホームページで周知をするとなります。これは今、言うように永平寺だけじゃなくて全国的に執り行われることですから、国の法務省のほうもしっかり広報していくというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 酒井君。

○1番（酒井圭治君） ありがとうございます。1年をもう切りましたので、先ほどまた、これ齋藤議員さんのお話にもございましたが、分かりやすいように、分かりやすいよう振り仮名の、この法改正を伝えていただくように、私も振り仮名をつけるようになると、一度戸籍を取ってみたいというふうに思うところですが、そういったことで、例えば1年で、職権で1年以内に届けなかった場合、職権でされるというような、そういったこともあるようですので、その内容等もきちんと住民に分かるように、分かりやすく、また広報、PRのほうをお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

10時10分より再開します。

（午前 9時58分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、森山君の質問を許します。

○7番（森山 充君） 7番、森山です。

大分暑くなってきて、私みたいな、また肥満体にはこたえる季節になってまいりまして、ちょっと不快感があるところです。それと、ちょっと長い間、トッパッターを守ってきたのですが、今回は3番ということで、余計ちょっと不快感ありますけれども、3番というと、野球でいうとクリーンナップということで、ちょっと出世したのかなと、そんなところを感じている次第でございます。悪いことばかりじゃない。ちまたではね、五月病ということで、5月には大分悪い病気がはやるところですが、6月になって、その辺の五月病の嵐も過ぎ去っているのかなと、そうなるといいなと思いつつ感じるところです。

ちまたでは退職代行なんていう業者もはやっているという話も聞きますし、町の職員の方も新規採用の職員もいらっしゃいますし、異動された方もいるということで五月病になられた方、そうでない方も力を発揮していただきたいなと期待しているところでございます。

期待するということですが、今日はですね、そういったところで、皆さんが、仕事の内容となる町の行政サービスの向上について少しお尋ねしようと思います。

町の役割は、住民生活を支えることであって、町民に対する行政サービスの向上というのが期待される場所ですけれども、例えば町民の生活満足度の向上や移住者の獲得、これなんか結構近々な課題かなと思っはいるのですが、そこら辺など、住民サービスに対するサービス内容の見える化ということも必要じゃないかと考えているところです。

そこでですね、町の行う行政サービスについての現状を問うとともに、認識している問題点と、その問題点に対する解決の方向性についてお尋ねしようと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） まちでは総合振興計画をはじめとする各種の計画及び地区要望などに基づく様々な行政サービスを展開して、生活満足度の向上に努めております。住民サービスに対する満足度、見える化というところにつきましては、各種計画を策定とか改定ですね、する際にアンケートを実施しまして、その結果、数字をお示しして、満足度の向上に向けた施策を計画に盛り込んでいくというよ

うな、組立てでつくっております。

問題点といたしましては、複雑多様化する住民ニーズに対し、限られた財源の中で、いかに効果的に施策を展開して、そして、持続可能な住みよいまちづくり、これを実現していくかというところがございます。そのためには的確に町民のニーズを把握することが必要でありまして、そのため先ほど申しましたようなアンケートの調査などに基づいた施策を展開するというところに努めております。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） 例えば、その見える化の話ですが、住民、移住者等の獲得にも使えるかなと考えているところですけど、この町で行っている事業の中で目玉的なところというのは、どんなところがあるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 移住獲得もそうですけど、予算のですね、新年度予算の特集号というのがございまして、そこで重点的な施策を広報誌で周知してございます。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） となると、まず情報誌を見てほしいとか、そういった話になるわけですか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 移住に特定しますと、県外などにも、広報誌以外の周知をしておりますし、住民の方向けですと、移住、里帰りした方への周知をお願いするものとか、それと町がやっている、ほかにも補助制度など、これも広報の5月号のほうに毎年載せております。

移住されてくる方は、その5月号の広報を見られない方もおられますので、住民票移動のときに窓口において各種の施策を周知するチラシをお渡ししているところがございます。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） となると、なかなかこれといった町外の、まだ来てない人に対してという広報というのは難しい。例えば、テレビの放送を使うとかですね、ラジオ、もちろんそれもあるのかもしれませんが、そこら辺のというのは、残念ながらできないと、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 既に移住者獲得につきましては、県外への発信はしてお

るところです。また、今年度も新しくポスター、町のポスター、白いポスター作ったかと思うのですが、あれにはQRコードが載ってまして、それを読み込むと町のPRのYouTube動画にリンクされると。今、ホームページでありますとか、YouTubeなどですね、もうそういったところ、なかなか町外向けの周知と、県内は別ですけど、県外に向けては、そのようなものということになります。

あとそうですね、例えば、家を造るような世代に向けた、そういう雑誌に広告を出すなど、その辺も周知としては、移住者獲得のための周知としては、しているところがございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補足ですけど、えい住支援課ができて、今回、いろんな補助の一覧表、ゴールデンウィークの前に、また、お盆の前に全戸配布をさせていただきます。

これは町民の皆さんが、全員がいろんな、里帰りしてきた人とか友人とか、そういった方々に永平寺町って、こういったサービスをやっていますよということで、町民の皆さんに宣伝をお願いしようというプロジェクトで、里帰りがされるゴールデンウィーク前とお盆前、正月もするそうです。そういった形で皆さんに、この永平寺町の魅力を伝えていただこうということです。

それと、今年度は少し社会減がちょっと予想されておりますが、これまでずっと社会通念、県内でも二、三市町の中に入る社会増のまちでした。そういった点で、いろいろな発信のノウハウというのは積み重ねてきておりますので、引き続き、また、町内向け、町外も町内から発信していただく。また、もちろん町内の方にも利用していただく。そして、町外に出ずに町内で住んでいただくということも大切なことですし、町外の方、また、県外の方にはネットとか、そういったいろいろなことを、福井県のいろいろな発信も使わせていただきながらしていくことですので、また、引き続き・・・していただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） ということはですね、大体問題点らしきところは今のところあまり見られなく、それらしき対策もちょっとという話でしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） こういった事業、やればやるほど問題点とか課題が見つかってくるなど、次はこっちのことに進めていけばいいというものもありますし、これ

までやってきた、最初は効果が出ていたのですが、もうこれはちょっと時代遅れになってきたなとかというのは、そこはもうレーダーを張りながら、しっかり対応していくということが大事かなと思います。やっぱりどんな事業についても常に問題点、課題、また、その社会の流れ、こういったこともしっかり判断しながら政策をつくっていく、また、推進していくということになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） 日頃やっていることを検証していただいてですね、問題点を発掘して、それを解決すると、課題か、問題発掘、課題解決と、そういった流れにさせていただきたいと考えている次第でございます。

次に移りますけれども、町の行政サービスの担い手というのは、町の宝である町の職員であると私は考えているわけですが、職員にはモチベーションの維持ですね、それと資質の向上というのを期待したいところですが、以前職員に対する研修というのは、長期的な研修はない、計画はないということをちょっと伺ったのですが、そこら辺の現状と課題についてお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 職員の長期的な研修の計画というのは、町としては持っておりませんで、これ県の自治研修所ですね、これで5歳刻み、年齢というか、5歳刻みでありますとか、課長補佐になったときの研修、管理職になったときの研修、課長になったときの研修と、段階的に行っておりまして、これはもう義務的に参加するようになっておりまして、そういったものにつきましては長期的に、町のほうでは計画を持ってやっているというものではございません。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） 例えば、これから作成するとかという予定もないという話ですかね。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 研修はいろいろ、今の義務的なもの以外でもやっておりますので、町として研修計画のようなものをつくるというつもりはございません。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） この総合振興計画というのを毎度持ってきて、これについてお尋ねしているわけですが、例えばこれの104ページ、105ページですかね、行政サービスの向上の一環として職員の資質向上の推進や、そんなのが

書いてあります。この辺で目標の指標として、当初の値、年に3回、30人の研修、人数をするというふうに書いてありまして、目標のR8年ですかね、同じ値が入っていると。こういったところを見ると、こういったところを狙っているかというのはちょっと分かりづらいところがあるのですが、例えば職員に対する研修を行うことで、どんな職員になってほしいかという目標みたいなものというのはあるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） まずはですね、不正を行わない、コンプライアンスの徹底、これはもう私ら、法律、条例を守るためにいるようなところもございますので、それはもう第一条件と。その上で最終的には町民サービスの向上に努めていかねばならないと、そこに向かっていくための、いろいろ先ほど、義務的な研修申しましたが、そうでない研修もございまして、一つちょっと事例を挙げてもよろしいですかね。

昨年やったのですが、JR東日本の社員さんとですね、うちのまちの職員何人かで、町が抱える課題についてフィールドワークを行って、町への提言をするというような価値創造プログラムというのをやらせていただきました。これJRの社内でも高い評価を受けたということで、今年度も同社から、ぜひ、永平寺町でやらせていただきたいというようなお声も頂いております。

それで、当時の参加者たちが現在でも連絡を取り合っていますね、会合をしているなど、非常に有意義な研修でございました。このような研修含めてですね、町だけで行う研修もございしますが、そういうものを通じて職員の資質向上に努めたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） ちょっと当初とは違ってきた、違った形の研修が増えていると、そういったところで評価も高いと、そういったところは多分、継続されていけるのかなと想像しますけれども、今後そういった研修は、やっぱり広げていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 役場の業務も非常に多様化しておりまして、本当に年々年々仕事も増えてきている中で、また、その市町の独自性というのも求められてきていると思います。今みたいな、そういう一般の大きな会社の皆さんと一緒に研修を受けることによって、そういう民間感覚といいますか、大きな視点でちょっと

町外から見た視点で、どういうふうにかえるかということも大切だと思いますし、あとは各課それぞれの事業を持っておりまして、その中で先進地の視察研修、やっぱりここは非常に大事で、ただそれに行くにしても、本当にまちが、町民がどういうふうか、その施策を持って、どういうふうに進めていくかということのしっかり検証しながら、先進地の視察をさせていただいて、そして視察研修の、そこが落とし込めるかということと、もう一つは、その市町の、その担当者の皆さんのこれまでのいろいろな進める中での経緯や、何が課題だったかということ、そこもしっかり学ばせていただいて、自分のまちの事業の中で進めていくということも大切かなと思ってございまして、昨今では課の各課、全ての課ではありませんが、こういったところへちょっと行きたいとか、行って勉強していききたいという声も聞かえるようになってきました。

今回、議員の皆さんが給食室の視察に行かれますのも、また、うちの職員2名、一緒に参加させていただいて、また、勉強もさせていただきたいということで、また、そういったことも併せて研修、先ほど総務課長言いました、コンプライアンス、これをやっぱりしっかり守っていくことが大事な中で、この独自性を持って、ただ、役場も、どこまでできるかというのがありまして、それは町民の皆さんを支えたり、背中を押ししたり、一緒に協働してやったりという、そういった点で、また、新しい役場も求められていると思いますので、そういった点でも、またしっかりと進めていきたいと思っております。

ただ、本当に新しいことをやるというときには、それなりの労力を使いますので、その点また、議員の皆さんの御指導とか、御支援もいただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） いろいろまだ、これから先、こんな考えがあるという、伸ばせるところがあるのかなと、御答弁聞いて感じた次第でございます。

例えばですね、この人事評価制度なんていうのは、まさにこの職員の人材育成ですかね、そこら辺にというような手法であるということ、私はちょっと前の職場で習ったところですが、例えば、永平寺町で考える、その人事評価というのは、私が聞いた、その県の人事評価制度と大分違うものなのではないでしょうか。もし、副町長、御存じならば、お答え願いますか。

○議長（中村勘太郎君） 副町長。

○副町長（北川善一君） 基本的に人事評価というのは同じですけど、1年ごとに前

期・後期に分けて評価していますので、自己申告をして、一次評価者、二次評価者が評価します。評価に当たっては、いろんな項目ごとに基準を設けて、評価が偏らないように、客観的な評価ができるようになっています。

ただ、役場の場合、能力評価というのが2回あって、業績評価というのが年1回あるのですが、これ県のほうは、そんな1回、2回と分かれていなくて、能力、業績含めて2回、前期・後期に分かれてやっていますが、基本的な評価の仕方としては同じだと思っています。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） この人事評価制度、恐らく会計年度職員にも、これから適用していくというお話を聞きましたけれども、恐らく公務員、公的な仕事で評価、業績の評価とは非常に難しいと思います。そこら辺で、例えばどういう基準で高い評価を得られるかという何か方針みたいなのはあるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 北川副町長。

○副町長（北川善一君） 一番年度初めにですが、先ほど言いました細かい項目がありまして、個人ごとに、今年はこんなことをやっていくとかということを決めます。これに、それぞれについて、いろんな仕事でも困難度というのがありますから、これは難しいから達成すると高い点とか、時間的にも何%の割合とかという項目があってですね、これを最初は自己申告します。半年ごとに、まず、一次評価者として課長とか、参事とかが評価して、その後、職種によって私が評価したりとかというふうにしておりまして、先ほど言いましたように評価が偏らないように、人によって不公平にならないようにというふうにして、評価をするようにしています。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やっぱり議員おっしゃるとおり評価の公平性というか、透明性というのは大事だと思います。毎回、管理者会、課長会、こういう評価の前に集まって、私が課長、管理職の皆さんに申し上げるのは、しっかりと、その担当者、職員と向き合って話をして、今回はこことここがちょっと駄目だったから評価は低い。ただ、ここをしっかりとクリアすれば、また、評価をしっかりしますよという、そういった対話を基に一次評価、二次評価、それに実施するということが、今なっております。最終的には、私が評価をするのですが、私の評価の中では、例えば昨年、災害が急に起きて、そこで対応に当たった職員、その課の、そこについては、やはり当初で持っていた予算以外の急遽、そういった残業も含め

て多くなる。そういったところは、評価をさせていただくとか、その程度の評価で、基本的には課長、また、管理職、その各課の、その評価を今、大切にしているところですよ。

○議長（中村勘太郎君） 森山君。

○7番（森山 充君） 評価の仕方というのは、大体おぼろげながらつかめたかなと考えているところですけども、これ恐らく評価される者と、する者と双方納得して多分進めていくという話に、なっているのかなと想像するんですけども、残念ながら私の場合の話をしてしましますが、なかなか全職場でも双方納得という話には、どうもならなかったみたいですね、なかなか、もやもやしたところもあったわけですよ。私もちょっとどこかの宝だったのかなと想像しながら、宝も磨かなければ光りませんし、そこら辺、少し町のほうでもですね、職員を、人材育成をすると、そういったところを積極的にやっていただきたいなと期待しまして、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、13番、楠君の質問を許します。

13番、楠君。

○13番（楠 圭介君） 皆さん、お疲れさまです。

私もですが、日頃の人付き合いの中で、最近、職場の人手不足の声というのを本当によく聞くようになったなというふうに感じております。先ほどの森山議員の質問にもありましたように、住民サービスの担い手というのも確かに重要な課題であると私も思っています。今回の一般質問のテーマは自治体職員の退職者増加傾向ということで、永平寺町の現状や職務改善の取組、仕事のやりがいなどを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

総務省集計によると教員や警察などを除く一般行政職のうち、2022年度に主に自己都合で仕事を辞めたのは1万2,501人、2013年度は5,727人で、10年間で2.2倍となったようです。

待遇への不満や業務量の増加が影響していると見られます。30代までの若手が全体の3分の2を占め、住民サービスの低下や組織弱体化が懸念されます。

民間と同様、若手世代ほど転職へのハードルは低く、好調な経済情勢や人材不足による売手優位、終身雇用意識への薄まりなどが背景にあり、加えて年功序列やデジタル化の遅れといった役所の旧態依然の働き方、民間就職した同期と比べて低い給与への不満などもあるのではないのでしょうか。

一つ目の質問に移ります。パーソルキャリア株式会社が運営する転職サービス

d o d a調べによると、ハラスメントをはじめ人間関係や職場関係に関わる転職理由は、あくまで民間での話ですが、トップテンのうち6つを占める結果が出ました。ここで5点確認したいと思います。

1つ目は、永平寺町における自治体職員の過去10年の退職者数、定年退職を除くと年齢層は、また、その退職者数の割合は県内市町と比べてどうなのか。

2つ目、退職者が所属していた課に偏りはあるのか。

3つ目、主な退職理由は、退職理由に偏りは。

4つ目、新卒採用と中途採用で退職者数の割合に差はあるのか。

5つ目、その4つの結果を踏まえての分析と対策は、ということでお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） まず一つ目、過去10年間の退職の理由ですね、退職者総数は62名でございます。これ10年間の総職員数、およそ2,450人しますと、離職率でいきますと2.5%ということでございます。

ちなみに国内全体の離職率、これちょっと厚生労働省のページ見たのですが、大体15%前後で推移しているとなっております。

年齢ですけども、退職時の平均年齢、これは36.9歳でございます。

他市町ですけど、これちょっとこういう数字は公表しておりませんので、比較はちょっとできかねます。

2つ目の質問行きますと、所属ですね、所属課は、ほぼ全課にまたがっておりまして、偏りはそれほど見られないということで、今度は職種で申しますと、62名のうち一般事務が27名、保育士15名、保健師が2名、調理員9名、消防9名ということで、率でいきますと、この人数で見ますと調理員が多いかなというふうな結果になっております。

それと3つ目です。退職理由ですね、62名の内訳、懲戒免職1名、あと早期退職優遇制度、俗に言う勤奨と呼ばれるものが10名、自己都合が51名というふうになっております。自己都合につきましては、退職願は、もう一身上の都合としか書いておりませんので、今までの感覚で申しますと、ほかの自治体とか、全く違う職種への転職、それと結婚、県外へ行くとか、あとは人間関係のトラブルもございます。あと、例えばスポーツ選手、スポーツのプロになるとか、そういった夢の実現というような理由もございます。

あと新卒、途中で退職者の割合ということですが、62名のうち新卒で採用さ

れたものが26名、42%程度ですね。中途採用者が36名、58%で、およそ2対3というふうになっております。

ここで、ここ10年の採用者159人ですけれども、これを追いかけますと、現在までに退職した者が22%、35名おります。この中で新卒採用は54名のうち15名、28%程度ですね。中途採用が約20%の20名が退職してしまっていて、おおよそここは3対2で、新卒の退職率が高いというようなことが分かっております。

これらを踏まえてというところで、退職者の平均年齢30代と若く、また、全体の8割強が自己都合ということから、キャリアアップやライフスタイルの見直しで、自己目標実現のための転職等によるものが過半であると推測しております。

終身雇用や仕事に対する価値観の変化、働き手不足による売手市場、こういったものが進んでおり、影響を及ぼしていると考えております。また、先ほど申しましたように新卒者に比べて、中途採用の退職率が低いことから、一定の複数の職場を見比べた点では、一定の評価を、この役場は得ているのかなというふうに考えております。

今の若い世代にとっては、転職というのはそれほど珍しいことではなく、役場としても、そういった申出があった場合には無理に引き止めるようなことはしておりません。できませんし、しておりませんが、今後、役場としましては、さらに働き方改革による職員の負担軽減、職場の雰囲気への配慮など、職員の定着に向けた環境の改善、これに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

退職者がある一定出てしまうのは、どうしようもないことだと思うのですが、引き続き分析と対策だけ、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。顧客が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラを巡り、厚生労働省は従業員を保護する対策を企業に義務づける検討に入りました。

具体策として、対応マニュアル策定や、従業員から相談を受ける社内体制の整備などが浮上しており、労働施策総合推進法改正案を2025年の通常国会にも提出するとしています。ここで2点、確認させていただきます。

1つ目の職員がカスタマーハラスメントを受けた際のマニュアル等は今、存在するのでしょうか。そして、その運用状況は。

2つ目、パワハラ、モラハラといったハラスメントに対しての研修は、誰を対象に、どれぐらいのペースで実施されているのか。研修を基に改善したことは、そして、その成果を感じていることなどあれば教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） カスハラのマニュアルにつきましては、現在のところ、整備しておりません。今年度の行政監査でこの辺も含めたリスク管理ということでマニュアルを作成する予定でございます。

不当な要求への対応につきましては、課長会などで事例を共有し合って、これまでも防犯カメラをつけましたり、電話の録音機能をつけましたり、警察への通報ということも幾度か行っているところでございます。また、カスハラとは言えないまでも、行き違いですね、行き違いによりまして一方的に責められるばかりで、説明しても耳を傾けてもらえないと、解決が長期化していくというようなことで、その結果、心を病んでいってしまうといったような事例もございます。

業者とか議員の皆様との関係につきましては、職員倫理規定とかですね、会食や金銭の收受など、私的な関係の禁止、それと兼業禁止及び政治倫理条例施行規則で不正の疑惑を持たれるおそれのある行為に依拠することの禁止と、ちょっと回りくどい言い方ですが、不正を持たれないようにしようということが規定されておりまして、職員が圧力を受けるなど、板挟みになってつらい思いをすることがないように、こういう規定が設けられております。

研修につきましてはですね、これ先ほど申しました義務的な自治研修所の中で、主に管理職を対象に年1回、毎年ハラスメント研修というものに参加しております。受講者の方からは、意識改革につながったであるとか、言葉を選んだ育成、指導を心がけたいとかいった意見がありまして、ハラスメントのない職場環境づくりに生かされてきているなというふうに感じております。

また、まちでは令和5年3月に、あらゆるハラスメント、ちょっとカスハラは入っていないのですが、セクハラ、パワハラ、モラハラとか妊娠ハラスメント、出産ハラスメントとか、そういうものの防止とか、問題が生じた場合の対応について、ハラスメント防止要綱というものを策定して全職員に周知しております。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。私どもはサービス業に携わる身として感じますが、日本人の人としてのモラルというのは確実に低下してきているのではないかなと感じる場面が本当に多々あります。行政職員として、住民の過剰

な要求に異を唱えることへの判断が難しいのは分かりますが、やはり違うものは違う、おかしいものはおかしいと言えるようになっていかないと、やっぱりどんどん肩身の狭い仕事になってしまうのではないかなと感じますので、職員さんを守る仕組みや基準というのを、これからしっかりつくってほしいなと思います。

では、次の質問に移ります。

近年、子持ち様に対する批判がSNSで散見されるようになりました。子持ち様とは、子供を持つことを理由にマナー違反があるなど、周囲とのあつれきを生み出してしまう親のことを指すネット用語で、早く帰ってずるい、頻繁に休んでずるいという、子持ち様批判が現在、加熱しています。子持ち様批判の背景には、子育て世代が少数派になりつつあり、子供を育てた経験のない大人が増えた、政府の子育て施策が分断を加速している、未婚者に負担が偏る社会、職場において慢性的な人手不足で誰かにしわ寄せが行くと、などが挙げられます。

子持ち様批判は今後も拡大する可能性があり、これからは結婚や子育てを希望する人たちを萎縮させるおそれがあると考えられます。ここで3点、確認させていただきます。

1つ目、厚生労働省が掲げる女性活躍及び仕事と育児の両立に向け、既婚者と未婚者の分断を起こさないためにも、役場内において、どのような体制、風土改革が必要であると考えられるか。

2つ目、役場が対応する分野は増える一方、人員削減の風潮がある役場内の今後の体制について、どのように考えるか、その打開策を。

3つ目、第四次行財政計画実施において管理職地位にある職員に占める女性職員の割合40%、令和7年度末。女性委員の割合40%以上の進捗状況を教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） まず、1点目ですが、これ今、議員おっしゃった子持ち様という言葉は私もちょっとネットで見たことあるのですが、本町の職員の中では、そういった意識はもうないという認識しております。むしろこの御質問を受けるまでは、そんな言葉があったのかというような印象を受けたぐらいでございます。

既に産休・育休の取得とか、あと育休から復帰されて時短勤務ですね、早上がりというような勤務は進んでおりまして、周囲の理解も得られておりますし、休

暇中の人員の補充を行うことで気兼ねなく休暇を取っていただいているというふうに考えているところでございます。

2点目です。現在では人員削減の風潮ですね、もうこれはありませんで、実際、もう限界にきていると考えております。今そういうのを受けて、今まで取ってきた町の姿勢といたしましては、例えば地区体育祭など、休日の役場やでと出なあかんようなものの廃止、あと宿日直場所を今まで3か所あったものを1か所にするとか、それと今後はですね、議員さんにも出ていただいております、朝の旗持ちですね、あれももう管理職しか出ないようにするといったように、特に若い職員の負担軽減に配慮しているところでございます。

今後につきましては、やっぱり経常収支比率とか、人件費比率が高い状況の中、また、人材の不足も踏まえ施設の適正配置を含めた適正な人員配置、これを検討する必要があるというふうに考えております。また、それに併せて業務のスクラップですね、指定管理者や業務委託といった外注、ITを活用した効率化、こんなことによりまして、いかに職員の負担を軽減していくかと、これを各課からの提案も受けまして一緒に考えていきたいというふうに考えております。

次です。女性管理職ですが、計画初年度、令和3年は管理職が41名、うち女性が14名ということで34.1%。令和6年度、今ですが管理職の総数42名で、うち女性15名、35.7%というふうに、若干の増加傾向とはなっております。

ここ3年の昇任試験ですね、管理職になるというときの試験ですが、その対象者及び実際の受験者に占める女性の割合は40%を超えているといったことになっております。ただし、これはもう男性も含めての話ですけれども、個々人の価値観の中で、もう管理職になることを求めないと、ライフワークバランスを重視するといった職員も確かにおりますので、この40%目標のために、どうしても望まない人に無理に受験させるといったようなことは、ちょっとお互いのためにならないかなというふうなことは考えております。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 女性委員の割合についてお答えいたします。令和5年度で42の委員会等があり、割合は37.6%となっております。目標達成のため改正に当たってはバランスに配慮いただくよう要請しております。

また、委員、役場職員の横のつながりから候補者情報を得るなどして、確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。冒頭の子持ち様批判の話ですけど、現代社会が女性の社会進出を選択した時点で、こういったことはある程度予測していたはずですよ。また、特に最近は多様性を大事にしようとか、多様性のある組織にしようといった多様性ブームのような気がします。

感じている方もいらっしゃると思いますが、多様性とはある種両刃の剣であります。プロジェクトを行うメンバーの社会的背景や専門性が多様であるがゆえに、それがうまく調整され、その力が合わさったときには、信じられないパワーが生まれます。しかし、多様であるがゆえにリスクもあり、多様という言葉が、ある種の諦めを伴う逃げ言葉として語られる状況に陥ったとき、プロジェクトメンバーに共通の目的やタスクは失われます。

2つ目の質問にも通じることではありますが、多様性のマネジメント、極めてチャレンジングな課題とあると思いますが、これから、ここに取り組んでいくときが来るのではないかと個人的には思っています。

プロジェクトが生まれる場所が実社会になればなるほど、その重要性は増すと思いますので、果敢なチャレンジをこれから期待いたします。

では、4つ目の質問に移ります。公的機関は民間とは違い、賃金や待遇が評価に対しての見返りがならないため、仕事への意欲を維持していく上でやりがいづくりが大切になってくると考えます。やりがいは本人が見いだしていくことが大前提であるものの、特に20代の若い職員には当然、上司のサポートが必要でありますし、まずは、上司が背中で見せていくものであるというふうに考えます。

他市町の事例ではありますが、越前市では越前市行財政システム改革プラン2024において、職員の笑顔（市役所風土改革）として、市職員としての仕事にやりがいを感じている職員の割合目標値、令和8年度末で80%以上（現在は51.7%）、自分がきちんと評価されていると感じている職員の割合、目標値、令和8年度末に80%以上（現在39.9%）を目標設定し、リーダーとなる職員育成の一環として取り組んでいます。

また、各課から行政改革、デジタル化推進委員、（通称）市役所かえよっさ推進委員を選出し、市役所の風土改革や業務の効率化を推進しています。目標として、市役所がよい方向に変わっていると感じる職員の割合を、令和8年度末までに70%以上にするというふうにしていきます。

ここで4点確認します。1つ目、やりがいつくりという点で、部下に対し、ふだん何か意識している点はあるか。また、自身が行政職員として、どのようなことにやりがいを感じるのか。課長の中から代表して5名ほど答弁をお願いします。

2つ目、役場の業務が地域住民に、どのように役立っているかを実感でき、自身の仕事の重要性を再確認できるような住民との交流の場はあるのか。

3つ目、永平寺町役場において風土改革や業務の効率化をどのように進めているのか。目標値などは設定しているのか。

4つ目、行財政改革大綱は5年ごとに改正と定められているが、時代の流れが年々加速する中、これまでのように5年更新では遅くないのか。期間の見直しは、ということをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 行政職員の中でも消防職員は住民の生命、身体、財産を保護するという使命があります。また、火災、救急、救助という内容を柱に、地震や大雨などの自然災害にも対応することが重要な任務となります。

そのためには十分な知識と技術、これが必要となるため、日常の業務のほか、各種研修会や訓練など、自らが積極的に学ぶことが大事であることを常日頃から、私を含め職員に周知しております。

いざというときに、住民の負託に応えられるよう、そして、その任務が実際に果たせたときのやりがいは、他の業種では味わえないほどの達成感があります。さらに、住民の皆様からの感謝の言葉も頂けることもあります。本当に満足度が高い職であると考えております。

これを実現するには、消防という組織は一人ではできません。今後とも強いチームワーク、規律、高い倫理感、まちと人を守る消防の仕事に情熱と誇りを持って、次代を担う若い職員にも伝承し、業務に励んでまいりたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 私のほうから、部下のやりがいつくりにつきましては、コミュニケーションが不可欠と考えております。部下の不安を解消するなど、モチベーションの維持、向上を意識しております。ふだんから部下の様子に興味を持ち、変化に気づいたら積極的にコミュニケーション、声かけなどを大切にしております。また、動きがよかった場合は評価し、モチベーションの維持、向上に努めているところでございます。

また、自身につきましては住民との信頼関係ができ、お役に立てて喜んでもら

ったり、感謝の言葉をもたらしたときや、今まで経験や知識で難しい課題が改善できたり、つながったとき、そして、何よりも部下の成長を感じたときにやりがいを感じるところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 私自身は、これまでの職場では土木の技術職であります。土木施設をつくることで、住民の皆様に利便性や安全性という行政サービスを提供し、生活環境をよくすることが職務であると考えております。

現在の業務に置き換えますと、課題に対して、より効果的な対策を見いだして、速やかに支援制度等を実現し、住民の皆様に生活環境はよくなったと実感してもらうことが業務の成果であり、やりがいとしております。課の職員には成功体験を通じて、仕事への興味、やりがいを感じてほしいと考えております。成功体験となる業務の成果が速やかに得られるように、課内で情報を共有すること、業務の進捗が停滞しないように、柔軟な応援体制を取ることなど、当たり前のことでありますが、心がけているところです。

○議長（中村勘太郎君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 当課では激甚化する大規模災害への対策に照らし合わせながら、皆さんの生命と財産を守る観点から、目標の設定を作成しまして、その対処方法について助言を行いながら見守っているところでございます。

災害は日時を選びません。曜日や時間を問わない業務となりますが、平時から各自主防災組織を中心に、地域の皆さんが実施する防災訓練、防災講話等を通し、最新の防災情報を共有しながら防災意識を高めていただくことに重きを置いて業務をしております。

災害対策には・・・がないと言われている中で、事業のゴールはありませんが、早期の気象情報や災害情報の収集等、提供に努めまして、一つの豪雨や台風が通過するごとに皆さんの防災力の判断によりまして、人的被害がなかったことに安堵しています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 5番目ということで、最後に私のほうから答弁させていただきます。住民税務の業務と見ていますと、主に税の賦課、徴収、住民・・・ですと戸籍とか住民票とかという、ある意味考えますと地方自治体とし

ては、もう根幹の業務に携わっていると同時に、法律に基づいて粛々とするような業務であります。

当然、間違いがあってはなりませんし、職員間も担当しますが、他の職員と情報共有しながら、確認をしながら・・・に行っていくというところで職員もやりがいを感じるというふうに思います。

また、住民に対応ですと、感謝されるというような業務ではないので、やっぱり自分もしっかり理解を得ていく。そして、納得していただくという中で職員も業務遂行を・・・ということで、まず、職員間でしっかりコミュニティ取りながらチームワークで対応していくということをやることによって、職員も達成感を感じるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは次のところに申しますと、特別、住民と交流の場を設けているということはありませんで、これ町職員の仕事、公私ともに町民と接することは非常に多くですね、職員各自がそれぞれの対応の中で感謝やお褒めの言葉を頂いたときに充実感を得るということは言えますでしょうし、逆にお叱りや御指摘によって新しい学びを得るといったこともあると考えます。

6人目として、私の体験を申しますと、自分もちょっと土木畑が長かったので、自分が関わった道路とか建物が今でも残っているというようなものを見ているときには、非常にやりがいを感じて、感慨深い気持ちになるものでございます。

続きまして、風土改革ですね、風土づくりにつきましては、管理者会といって、課長、参事が全員そろって会議、また効率化については行財政改革とか事務事業評価、定員管理費などによって随時、所属長と協議をしているところでございます。目標値といったものは特に設定してございません。また、ちょっと風土づくりというところで一つ申しますと、町長と職員が1人10分ずつ会話をするというような場を定期的に設けるということも行っておりまして、風通しのよい組織運営とか、モチベーションの維持といったものにつなげているところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは行財政改革の大綱に関するところでございますが、大綱の基本方針に基づきまして、34項目からなる実施計画を定めております。この実施計画につきましては、毎年その実績を検証しまして、計画内容の時点修

正を行うということをやっております。この時点修正の中で時代の流れについてもしっかりと捉えていくということでやっております。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。先ほど総務課長の言葉にもあったように、最近、管理職になりたくないという若手や中堅社員、職員が増えています。民間団体の調べによると、なりたくない理由としては、先ほど課長の答弁にもあったようにストレスが増える、責任が増える。あとワークライフバランスを大事にしたいなど、すなわち自分が大変になるからという回答が多いようです。

政府と連携する民間団体である日本生産性本部が毎年実施している、働くことの意識調査でも、働く理由として、経済的に豊かになりたいや自分の能力を試したいという項目ではなく、2000年代前半頃から、楽しく生活したいが最上位を取る結果が出ているようです。若い世代は既に、これまでの多くのしがらみ、枠組みから解き放たれて、人生を豊かに生きていく、自分らしく生きていくことを模索し始めています。

管理職を魅力的な存在に変えられるのか、若手の価値観や意識を変えるのか、あるいは管理職という存在を軸に動かしてきたシステムを変えるのか。一番困るのは、リーダーシップを取る人が生まれなくなることです。民間とは違い、難しい面も多いと思いますが、次の時代に向けての果敢なチャレンジを期待いたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 風土というのは常に言っていますのは、よく組織で報連相を求めます。ただ、その報連相というのは、上司がしっかりと指示と確認をして初めて報連相が生まれる。また、報連相を受けたことによって、さらに指示と確認をする。先輩は、これまでのいろいろな経験とか実績とか、それを基にしっかりアドバイスをしたりして、報連相が来ることによって効率よく、また、全体的な課が、どういうふうに行っているか、仕事がたまっていないか、こういったことがやっぱり風土だと思います。

その職場の風土というのは、やっぱりそういったところで、改めてそういった当たり前の関係といいますか、そこをやっぱり大事にしていって、そこにデジタルとかDXとか、そういったものがあるのと。もう一つやっぱり議員おっしゃるとおり社会は物すごく速いスピードで進んでおります。このスピードということは、本当に今までの常識が、ある日、やっぱり非常識とまでは言いませんけども、

時代遅れになったり、それをやっぱり私たち管理職がしっかりと把握をして、常に方向性を示していかなければ、ふっと振り返ったときに物すごく時代遅れの組織になっていたり、ちょっと、それはもう今の時代通用しないよねというような組織になっていることがあります。

私たちもしっかりしていきたいと思って、それが、私が報連相する場が、この議会だと思っておりますし、この議員の皆様から確認と指示をいただければ、また動くということですので、やっぱり今回やりがいか、こういう話、この質問を受けて課長みんなと話しているときに、やっぱり仕事楽しい、つらい、いろいろあります。楽しいだけではなしに、やっぱりつらい、全ての課長が今、5人の課長が言いましたとおりやっぱりこの評価、もういいも悪いもやっぱり評価をいただいたり、それについて検証をしていただいたり、そのプロセスではなしに、その事業の後、こういったことを、また議会のほうでいろいろ私たちに検証していただいたり、たまにはお褒めの言葉も頂いたりすると、あのとき仕事してよかったとか、やってよかったとか、そういった思いにもなりますので、また、そういった点でも、また、いろいろ確認と指示と、そういったことをしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。管理職の皆さんを中心に本当によりよい職場づくりを目指して頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、最後の質問に移ります。当町の直近の課題として部活動の地域移行や給食センターなどがあります。教員の働き方改革や調理員さんの業務負担軽減は理解できますし、必要であるものと私も考えます。しかしながら目的が、今までより職員さんの負担を軽くする、イコール楽をさせるだけでは、議会はもとより住民に大旗を振って応援してもらうことは難しいのではないのでしょうか。

これまで、その環境で踏ん張ってきた人たちもいるわけですし、特に部活動の地域移行に関しては、練習や試合会場への送り迎え、道具、用具など公が請け負ってきたものを、受益者負担、保護者負担にするデメリットがあまりに大きいように感じます。

ここでやはり重要なのが、住民にとって、地域にとってのプラス要素、メリットをどれだけつくれるか、PRできるかということじゃないのでしょうか。メリット、デメリットの整合性をどう取り、住民の笑顔、住民の満足度につなげていくか、それを考えていくことが、先ほど質問にあった職員さんのやりがいつくり

も必ずリンクすると私は思います。

ここで2点確認させてください。1つ目は、部活動の地域移行と給食センター設置において、住民にとってどんなメリットがあるのか。

2つ目、人口減少社会に突入し、今後あらゆる分野で再編が迫られることが予測できます。再編全般の基本ベースとして、単純な1足す1は2ではなく、1足す1を3にも4にもする心意気がないと、住民の満足度はなかなか得られないと感じますが、町の見解や取組を教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 学校給食についてですが、児童生徒の減少、また、衛生管理や調理機器の老朽化など、課題のある中で、まず、子供たちに安全・安心な給食を安定的に提供することを第一に考え、どのような運営方法がよいのか、また、部活動については少子化に伴う生徒の減少により、今後一層存続が難しい部活動が出てくることが予想されることから、子供たち自身がやりたい部活動を制限されないよう、また、学校、家庭、地域が連携して考えていくにはどうしたらよいのかという思いからの取組ですので、決して職員の負担を軽くする楽をさせるといったことだけの目的ではないので、まず、そこは御理解のほどよろしくお願いいたします。

住民へのメリットについては、昨年、視察した給食センターでは、例えば、H A C C P（ハサップ）の基準を満たすことで、衛生面のさらなる強化、また、地産地消の推進によって生産者の活性化が図られていました。当町としましては、まず、県内外の学校給食の運営状況を視察しまして情報収集を行った上で、メリットとデメリットを総合的に整理したいと考えているところでございます。

部活動の地域移行については、学識ある有識者、外部指導者、町内中学校の保護者代表、そして、中学校の校長先生、町スポーツ協会、また、町スポーツ少年団の代表の32名からなる永平寺町部活動地域移行推進準備会を新たに設置しまして、5月15日に第1回目を開催いたしました。

休日部活動の地域移行についてはおおむね御理解をいただいたと認識しておりますが、将来的に部活動が地域クラブとなった場合、議員さんがおっしゃるとおり、保護者への受益者負担が大きな課題であることは委員の皆様からも伺っております。部活動が地域へ移行することによって専門家が指導することで生徒の技術向上、また、学校と地域のつながりがさらに深まることが考えられますが、今後の準備会において、先進地の部活動や地域クラブ活動の運営状況を参考にしな

から部活動の地域移行によるメリットを見いだせるよう、議員の皆様と協力し取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 学校給食につきましては、これまで何度も申し上げますとおり、老朽化が進んで人手不足、そして、地産地消をどうやって上げるか。そして、子供たちの安全面、こういったいろいろな課題が先進地のいろいろな給食の取組を見ていて、やはりもう永平寺町、これは遅れていて、行政としてはしっかり責任を持って取り組んでいかなければいけないということで、今、議員の皆さんにもいろいろ協力をしていただきながら考える。そういった時期に入ってきて、ただ考えるだけではなしに、やっぱり大きく進めていかなければいけないというふうにも思っております。

そして、部活動の地域移行につきましては、今ありました地域の皆さんが納得していただけるようなというのも本当に大事だと思いますが、その中で、この地域移行、今、部活動から部活の縮小というのとクラブチームへの移行、いろいろあります。地域の皆さんに納得してもらうためにどの様にやっていくかというのは、実は物すごくここは大事で、例えばクラブチーム、送り迎えが大変なのを公費で負担した場合、じゃあ塾へ行っている子供たちの、遠くへ行っている子供たちの、そこには不公平がないのかとか、いろいろなことを検証しながらやっていかなければいけないと思います。

ただそのときも、じゃあそういうスポーツの振興の中で、どういうふうに、じゃあまちは支援できるかというのもあります。もう一つクラブチーム、この部活については、もちろん子供たち、保護者の負担というのも大事ですが、じゃあ指導者、今度その指導者も働きながら来てもらうのか、専属なんか、じゃあその給料は誰が出すのか、もう一つ指導だけではなしに、じゃあその事務的マネジメント、例えば中体連に出場するときに、誰がエントリーするのか、いろんな点で支援ができること、できないこと、公平性が求められること、これがやっぱりあると思います。

こういったことを、このやっぱりこの準備会でしっかりと今、議論をしていて、本当に決まったときには、みんながそうだよねという、その100%納得というのは、なかなか皆さん厳しいかもしれませんが、いろんな角度で検証して、やっぱりやっていくのが大事なかなと思っております。

本当にちょっとありましたが、負担をして楽を、職員に楽をさせるため、教職

員も今精いっぱいの中で、もう残業も本当になっている中で、本当に子供たちのために、専念するために、じゃあこの部活の部分を地域移行にしよう。ただ、今度、地域移行が行政に行きますので、これまで、今までなかった仕事が、また、行政に来ることによって、職員の負担というの、やっぱり増えてくるということもありますが、決して楽をしようとか、そういった思いで、給食についても、地域移行にしても、ほかのいろんな事業についてもしていませんので、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） なかなかこうね、民間と公的機関の認識の違いみたいなのもあって、結構僕もよく話すのが、民間の人が多からというのがあるのですけれども、どうしても何か公的機関の人は何か楽をしているみたい、何か目で見ているところが、何かあるみたいで、何か親方日の丸で潰れないしとか、何かそんなことやっぱり言われるので、どうしても、先ほど町長と課長が答弁あったように、楽をしているためにやるわけじゃないと、そういった面もPRしていってもらえるといいかなと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 議員の皆さんは、この役場の職員、今、大変なのを理解していると思います。例えば、町民から、そういった声があったときには役場の職員、至らないところもあるかもしれませんが、頑張っているよということを伝えていただくと、さっきのやりがいにつながりますので、また、そういった点でも、いろいろな御理解をよろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 学校の教員の働き方改革ということもね、今、町長のほうからもありましたけれども、実は保護者の方とですね、昨年度のところでお話の中に、今、こういう言葉を言われたお母さんがいます。今までは学校の先生方に本当に任せた部分がいっぱいあった。それを今、私たち保護者も含めて、町民みんながというか、大人がね、やっぱりこういう子供たちをどう支えていくのかと、そういうのを地域で考えるときじゃないですかということ言われた保護者の方がおられまして、まさにそうだなと、私も今、こういう立場になって、本当に子供たちの学び、育ちを本当に学校の先生と保護者だけじゃなくて、地域みんなで考えるときに来たのかな。

それずっと来ているのですけど、それを本格的に、こういったような部活動の

ことを考える上でも必要になってきたなというふうに考えておりますので、また、
いろいろな御支援いただけるとありがたいです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。今回は自治体職員の退職者増加
傾向をテーマに質問をさせていただきました。

今年の2月に議会でちょっと視察へ行かせてもらった先で、京都の京丹波町に
行かせていただいたのですが、ふるさと納税の担当の職員さんで、30代の職
員さんだったのですが、話の内容もさることながら、何より目が輝いていたな
という印象が残っています。目は口ほどにものを言うという言葉があるように、
情のこもった目つきは、口で話す以上に強く相手の心を捉えるものです。よほど
情熱を持って仕事に取り組んでいるのだろうなと感心させられました。

できるかできないかではなく、やるかやらないかだと、これはウォルト・ディ
ズニーが残した有名な言葉でもあります。私自身も器用な人間ではないので、お
まえは100かゼロだなと昔からよく言われてきたわけですが、国が決めること、
自治体が決めることをしっかり区別した上で、やると決めたことは徹底してやる、
最優先でやる。このスタンスを私は期待しています。

目標を達成できたとき、できなかったことができるようになったときの喜び、
達成感、充実感を、仕事のやりがいとして感じるかどうかは、民間であろうが行
政だろうが関係ないはずですが、今後ますます社会が複雑化していくことは間違い
ありませんが、行政も議会も、そして、住民も変わっていかねばなりません。
よいまちづくりを目指し、私自身もいろんな分野に携わり、これからも経験を積
んでいきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時24分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、2番、長岡君の質問を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 皆さん、お疲れさまでございます。2番、長岡千恵子でござ

ざいます。どうぞよろしく願いいたします。

一般質問に入らせていただきたいのですが、皆様もお疲れのことだろうと思いましたが、ちょっとお耳だけ拝借できたらうれしいのですけれども。実はですね、去る3月の16日に北陸新幹線が敦賀まで延伸されました。それに伴いまして、同じような事業としましてですね、えちぜん鉄道さんが福井駅から勝山駅までノンストップで恐竜電車を走らせています。この恐竜電車というのは全席予約制になっておりまして、各駅では徐行されているのですけれども、乗降、乗ったり降りたりは全くできません。徐行して止まる、擦れ違い等で止まる場所もあるのかとは思われますけれども、そういった形で観光客、もしくは県民の方、町民の方を対象として予約制で走っている電車でございます。この電車のコマーシャルを私はしたいわけでは決してございません。その電車が走って間もなくした頃ですけれども、松岡駅と、それから永平寺口駅に地元の方たちの有志が恐竜の着ぐるみを着て歓迎の意を表すパフォーマンスをしているということ、さるえちぜん鉄道サポート会の総会の折、それから、先日行われました松岡公民館の公民館まつりで知ることができました。といいますのは、そのときに、その恐竜さんたちが会場に訪れていただきまして、そのパフォーマンスを見せていただきました。

特に永平寺口の恐竜さんたちは、電車がホームに入ってくるころから電車と並走して走り、そしてレンガ館の向こうまで走り続け、電車と一緒に走り続ける。または、レンガ館のところでは独自の恐竜ダンスをして、乗っている方のお出迎えをしているというものでございます。毎週日曜日9時50分過ぎから観音町駅からカダン、Eハシ、勝山のほうへ向かって電車は走っていくわけですが、その途中の松岡駅と永平寺口では、そういったパフォーマンスが行われているということは、この民間の、町民の皆様が自発的に行ってくださっているということに対して、私は非常に感謝申し上げたいと思いますし、何とかして町民の皆さん全体にも知っていただけたらという思いがございまして、この一般質問の時間を利用して、ここで今おしゃべりさせていただきますと、多分ケーブルテレビで御覧になっている方は、ほんなら今度の日曜日行ってみるかなと思っていただけでも中にはいらっしゃるのではないかと思います。

そういった町民全体が知ることによって、より一層の盛り上がりができたら効果はよくなるのかなと思います。インスタグラムとかのSNSにも載せているらしいのですけれども、やっぱり「いいね」回数も1回載せたことで、500回の

「いいね」があったそうです。中には、あの恐竜さんのいる駅で降りてみたいというお返事があったということも聞いております。ぜひ、役場の職員の皆様をはじめ課長さんたち、町長もはじめとして1回、もう御覧になった、町長、御覧になっているということだったのですけれども、町長は一緒に手振られたそうです。

お暇なときにはぜひ、皆さんも一緒になって手を振っていただけたら、我々議員も、近くのことですので、ぜひ一緒になって、こうやって、うれしい顔して手を振ったら、永平寺町は、こんなに歓迎してくれているのだというのが、乗っている方にも分かっていただけると思いますし、そういった方の口コミというのを、すごく大切じゃないかと思いましたので、ちょっとお時間頂きまして、コマーシャルさせていただきました。ぜひよろしく願いいたします。

といったところで、今回ですけれども、3つの質問を用意させていただきました。

1つ目は、役場職員の人事評価は。

2つ目は、高齢者の孤独死、孤立死、本町の対策と現状は。

3つ目に、先日、作成が発表されました、不適切な保育防止のガイドライン作成について、3つの質問を用意させていただきました。

早速始めさせていただきたいと思うのですけれども、最初の役場職員の人事評価というのは議員間の中で別に打合せがあったわけではないのですけれども、もうさきに質問をされてしまったので、あまり重複しないように十分注意して質問させていただきたいと思っておりますが、また、重複するようなことがあったら御指摘いただきたいと思います。万が一、私が興奮してしまって不適切な発言があった場合には、議長、申し訳ありませんが御指示いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 承知しました。

○2番（長岡千恵子君） それでは早速1つ目の役場職員の人事評価についてお伺いさせていただきたいと思えます。

これまで、もうすぐ2年になるのですけれども、私は議選の監査委員として町の監査をさせていただいております。その中でずっと見てきて思っていたのですけれども、当初予算、給与費明細書というのが別枠で一覧表になって載っているものがございます。それを確認しましたら、給与費には報酬、給料、職員手当の三つの区分がありまして、その給与費以外に共済費というのが計上されております。職員手当としましては、管理職手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、通勤

手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、祝日直手当、児童手当、退職手当組合費負担金といったものが計上されておりました。

この手当の中で勤勉手当というものは、こういったときに支給されるものかを教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） これは年2回、6月末と12月10日支給いたします、いわゆるボーナス、期末手当と合わせてボーナスと呼ばれるものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） この勤勉手当というのは、職員一律、一律というか、身分によって差はあると思いますけれども、そういったものでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 原則ですね、いつも12月に人勤を受けた給与条例の改正を提案しているかと思えます。それで毎年改正される率、今年でいいますと1.025やったと思うのですが、一期に月1.025ですね。基本は一律でございます。基本はそうです。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 先ほどですね、役場の職員の皆さんを対象にした人事評価については、実施されているのですかという質問をしたしようと思っていたのですが、先ほどの質問で人事評価は自己申告を含めてされているということは分かりましたので、これについては割愛させていただこうと思っております。

その際、その評価、自己評価、それから課長、参事の評価、それから、その次に副町長評価、町長評価というふうに段階を経るというのもさきの質問で理解した次第でございます。ですけれども職員個人、自己申告以外の能力とか成果ということが評価されるというような、それが評価される能力給とか、成果給というような制度というのがあるのかどうかお聞きしたいのと、あるのであれば、該当するのがどれなのか。制度がないのであれば、なぜないのかという理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 能力給と言えるかどうかはあれですけど、今の勤勉手当につきましては人事評価の結果を反映して、先ほど基本は決まっていると申しましたが、その基本にプラスしたり逆に評価が悪ければマイナスにしたりといったようなことがございます。勤勉手当だけでなしに今の人事評価結果は定期昇給の

上がる号給でありますとか、昇任とか昇格のほうにも反映しているものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 一応ですね、その能力あるいは成果によって評価があるということは非常にいいことだと思いますし、その評価がどのくらいの割合なのかは別としましてですね、民間企業でいえば営利を目的としておりますので、当然ですけれども営業成績、あるいは事務能力、交渉力、管理能力といったものによって個人評価がされているわけでありまして。

その評価というのは、当然ですけれども給料や賞与に反映されるのはもちろんですけれども、昇進にも反映されます。役場でも同じように、今、総務課長がおっしゃったように昇進にも、昇給にも反映するということですから、そのところは実に問題ないというふうに思っております。

ただ、営利を目的としていない公務員ということであれば、結果、評価の基準というのが、あまりにもちょっと違いがあるのかなというふうに思っております。その違いがあるということは当然ですけれども、理解しています。

しかし、職員によっては、与えられた職務はもちろんですけれども、職務以外のことに努力している人が多数いられるのではないかと思います。評価の基準の、評価基準の判断というのも、なかなかその数値評価ができない公務員さんというのは、難しいものがあるのではないかと思います。

職員個人の努力結果を評価することで、今後、職員の資質向上の糧になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今おっしゃられましたように、もちろん人事評価の結果というのは評価することではなくて、それを、その結果を各自に面談するなどして評価、こういう、俺らは、こういう評価しているよ、こうしたほうがいいよという職員に気づきを与えて指導し、人材育成に導いていくということを最大というか、もう唯一の目的といいますか、大きいところでございます。

今ほど議員おっしゃいました仕事以外の部分の評価と、これにつきましては、この制度が始まりましたときに、逆に仕事以外の何ていうのですか、要素を評価に加えてはならないというふうに周知といいますかね、国のやり方もですが、あくまで業務上発揮した能力と業務の成果というものを基準に評価すべきというような指針のようなものが出ておりましたので、例えば、朝早く掃除しに来ている

とか、そんなことは評価に入らないというような、もうここはもう極めて、なんていいますか、クールに業務の評価ということ、業務に対する能力の評価というふうにとどめております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今の総務課長の御意見には、議長も今、首かしげていましたけれども、私も反論したいところであります。というのは、例えば今おっしゃったように、ある職員が朝早く来て掃除をする、誰も掃除してないところで掃除をする。あるいは子供たちの見守りのために、朝7時過ぎから街頭に立って、子供たちの安全を守るために指導する。あるいは町民の皆さんが本庁に用事があった訪れたときに、お客様としてのお迎え、「いらっしゃいませ、今日はこういった御用件でお見えになったのでしょうか」という声かけ、そういった、これが業務かといったら、本来与えられた業務以上の業務だというふうに私は思っております。

それが、評価されて初めて、その人はもっと町民のため、住民のために、私は頑張らなくちゃいけない、私ができることがあるのではないかというふうに思われるのではないかなと、私は思っております。

それが職員全体の風潮の中に行き渡ると、結果として、本庁自体のレベルアップ、職員の資質向上につながっていくというふうに考えます。もちろん国の指導、指針というのはあると思いますけれども、それだけではなく、やはり首長はトップとして、職員一人一人の日頃の行い、それから言動、そして心意気、思いやり、目配り、心配り、そういった評価しにくいものというのを評価してこそ、初めて職員は永平寺町の職員になってよかったという満足感が得られるのではないかというふうに思います。

これ全てがお金に換算できるものではないということは十分承知しております。ですけれども、その人その人の人間性の成長のためには、ぜひとも、そういった評価をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） おっしゃることは非常に分かります。分かりますが、逆に、その全員、職員全員がどういう、余暇も含めてどういう活動をしているかという把握の困難さ、及び、例えば、あんまりあの人、仕事できないけど休みの日にはごみ拾っているから評価を上げる、そういったことが逆に、なんていうのですかね、淡々と仕事をこなしている職員のモチベーションを下げることにつなが

らないかといったような一面もあるかと思います。ですので、もうこれは国から、何ていうか、指針が出ましたように、あくまで業務への取組に発揮した能力及び業績で判断させていただきたいというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 勤務中、「いらっしゃいませ」とか「こんにちは」とか、こういったことは住民の皆さんからも、永平寺の役場の窓口のことをお話ししたら、何か幸せになれたとかというのは、やっぱり上がってきて、そこは、こういう話がありましたよと担当課長にはしっかりと伝えます。その課長が、それだけではなしに、僕が言ったから評価が上がるとかではなしに、それも含めてやっぱりトータルで、いろいろ話をして評価をするのだと思います。

あと時間外につきましては、本当に結構、役場の職員、例えば町内で活動を活発にやっているなど、町外からもたくさん、永平寺町役場で働いてくれている職員もいます。その福井市、またほかの市町でも一生懸命、その町内会での、ごみ拾いと、いろんなボランティアがあると思いますが、なかなかちょっと、そこを把握することが、ちょっとやっぱり厳しいかなと思います。

もちろん朝、外を掃除してくれたり、机の上をきれいにしてくれたり、本当にいい職員に恵まれているなどはと思いますが、その評価をすると、逆に言うと、それをしない職員は評価を落とすという考え方になってしまうのも怖いなというふうに思っておりますので、やっぱりしっかり、東京の、中央からの指針があります。やっぱり業務で、やっぱりそこはクールに見なければ、が一番いいのかなというふうに思います。

本当に、今度は、していない職員のプレッシャーになってしまうこともちょっと考えなければいけないかなと思います。もちろん、そのしてないというのではなくて、実は見えないところでやっているというのもありますし、誰にも言わずにやっている方もいるかもしれませんので、そういった点で、やっぱり判断基準というと、やっぱりその勤務時間、もちろん、この職員の給料とかボーナスについては、町民の皆さんから頂いているお金ですので、この勤務時間を評価でしていくのが、相当かなと思います。

長岡議員おっしゃる、僕も、あの職員、頑張っているなとか、ありがたいなとか、これは本当によく思うのですが、そこはやっぱりちょっと人事の、そういった基準の中で見ていくということは大事かなと思いますので、御理解よろしくお願ひします。気持ちはよく分かります。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 今、私が申し上げたことは一例ですし、職員の皆さんに、時間外に町民のために働きなさいということを行っているわけではないです。自発的に、そういったことを日頃から心がけている人の評価もしてくださいねということをお願いしているつもりです。だから職員の皆さんに朝、早く来て掃除しなさいとか、あれしなさい、これしなさいなんて言ったら、それは命令であって、評価の対象ではないです。

人がやっているから、じゃあ自分もまねしよう、それも評価の基準じゃないです。自分でやりたいと思うことをやるのが評価の基準と考えています。それは人目につくことであるかもしれませんが、人目につかないことであるかも分かりません。ですけれども、誰かは見ています。必ず誰かは見ていることです。悪いことをしていれば誰かが見ているのと同じように、いいことをしているのも誰かが見ているということで、思っただけだったらいいかなと思います。

そういう思いやりのある職員さんになってほしいなということから、今回、人事評価ということに対して、もし、人事評価が報われてないのだったら気の毒だなという思いがあって、そして、その人事評価をすることによって、マイナス思考になるのではなくて、自分をもっと向上したい、向上することで、いいことあるかもしれないよねという思いを持って今回、質問させていただきましたので、御理解いただけたらと思います。

1問目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） この後、13時からですね、長岡君のあと2問の質問を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

2番、長岡君の質問を許します。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） それでは引き続いての質問に移らせていただきたいと思います。

2番目の質問ですけれども、高齢者の孤独死、孤立死、本町の対策と現状はと

いうことで質問させていただきたいと思っております。

去る5月15日の新聞に高齢者孤独死6.8万人という見出しで記事が記載されておりました。その内容は、警視庁が実態把握を進めており、年間約6万8,000人の高齢者が独居状態で死亡しているとの推計でした。そこで、国は孤独・孤立対策推進法というのを4月に施行したというふうに聞いております。

これに基づき、重点計画の策定を早期に進めるよう、国のほうから地方に支持されているというふうなことも聞いております。重点計画の策定について、もう既に国からの指示がされているのでしょうか。指示されているのであれば、誰が中心となって、いつ頃、策定の予定でしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画ですけれども、これにつきましては国が作成するものとなっております。現在、内閣府が作業を進めているところでございます。

孤独・孤立対策推進法では、地方公共団体は関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努力義務が規定されているところでございます。

なお、この協議会の設置につきましては、県や他市町と広域的な連携も可能となっていることから、重点計画が定められた後、関係機関と情報共有しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 重点計画、当然、国が定めるというものの、結果的には地方に下りてくるのかなと私は解釈していたのですけれども、そうであれば、国が重点計画を策定して、その後、それに基づき、どう対応していくかということが町に課せられた義務とまでは言いませんけれども、職務かなというふうには思います。

といいますのは、やはりいろいろある中で、孤独死の仮の定義というのが、誰にもみとられることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の様態としているそうです。それに該当するような例は、本町であるのかどうか。あれば年間に該当する人数、または一定期間というのが何日ぐらいなのか。孤立はしていないが、誰にもみとられることなく亡くなる孤独死をした人というのは、町内にどのくらいいるのか。こういった点について町が把握しているかどうか、また、該当する人数についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 新聞報道で示されている孤独死の仮の定義に該当する事例は本町でも発生をしています。過去4年間で数例ございました。一定期間の定義については国に問い合わせ確認をさせていただきました。

現在、孤独・孤立の定義を含めて議論中のことでした。孤独・孤立に関しての当事者の状況がいろいろと多岐にわたることから、一律に定義しますと、施策の対象からこぼれ落ちてしまう方が出てくるおそれがあるため、慎重に議論を重ねているとのことでした。

この御質問を受けまして、私も孤独・孤立のことについて少し勉強させていただきました。国の孤独死、孤立死の実態把握に関するワーキンググループの中では、孤独は個人の感覚で独りぼっちと感じる精神的な状態、自分の中で独りぼっちと感じる精神の状態でございます。孤立は多くの人、他人から見てですね、客観的に社会とのつながりや助けがない、または少ない状態を指すものの方向性で議論が進んでいるとのことでございます。

故人が亡くなった方が生前に孤独となっていた状況を把握することが非常に難しいということから、現在は孤独死よりも孤立死のほうが適切との流れに、ワーキンググループではなっているようでございます。

このことから孤独死については把握しておりません。お答えするといいたしますと、先ほどの孤立死の数等でお答えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） それではですね、これは通告に入れてなかったですけども、その孤立死の推移、孤立死の数の推移、孤立死をした人の数の推移が、もし把握していらっしゃいましたら教えていただけますか。これ質問の通告に入れてなかったのが分かったらお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 先ほど申しましたとおり、把握している数は過去4年間で数件ということをお願いしたいと思います。それ以上は把握ができておりません。

○議長（中村勘太郎君） 北川副町長。

○副町長（北川善一君） 亡くなった方は年に1人とか、人数少なくて1件だとかという個人が特定されてしまうということもあってですね。あんまり年度ごとの

人数は言えないという形です。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 分かりました。すみません。配慮がなかったと思っております。申し訳ありませんでした。

もっと特定できるような数字ではなくて、数件の中に、数十件も含めての数件かなというふうに思ったものですから、申し訳なかったと思います。

ですが、やはり高齢化が進んでいる中で、自宅で独り暮らしをしている人が年々増加傾向にあるというのは皆さんも周知のことだというふうに思っております。そうなりますと必然的に孤立死というのが増加していくのではないかとというふうに考えられます。地域や親戚との関わりがない人はもちろんですが、地域や介護者、例えばヘルパーさんとかの関わりはあっても、やはり独り暮らしである以上は、一人でひっそりと亡くなるということは多いというふうに思います。

仮に同居の家族がいても、亡くなったことに気がつかないという場合もありますし、日中、先ほどもありましたように、独り暮らしの状態が通常続いているという場合もあろうかと思しますので、そういったことは十分に考えられるのではないかとというふうに思います。そういう方たちへの対策というのが早急に必要というふうに考えております。

その国が立てる重点計画だけでなく、やはりそれを防止し、あるいは見守るためには、マンパワーが必要というふうに考えているのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） マンパワーという点で、確かに見守りというのはたくさんの方が必要となっております。やはり一番効果的と考えているのは、やっぱり地域の方の見守り活動でないかなというふうに考えているところでございます。最もスピード感があるのかなというふうに、対象と思われる方ですね、ちょっとした異変に気づき、関係機関に、こちらのほうに情報提供していただくことで関係機関につないで、早い段階で処置をできるのかなと思っておりますので、そういう情報提供がありましたら、情報を頂きたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 地域の方といいましても、なかなか日々、皆さん、自分の

多忙さに追われているというのが日常ではないかと思っております。人材確保と人材育成、地域の方を含めての話ですけれども、課題になってくるのではないかとこのように思います。

再度、どんなに人材を確保しても、独り暮らしの方をみとるということは、夜間であれば、これは不可能ですよね。そういうことになってくるのではないかなと思います。終末期に、その方が幸せを感じていただけるということを、幸せを感じる終末期を迎えるというふうには考えてあげないといけないのかなというふうに思います。一人でも多くの方が幸せに終末期を迎えていただきたいというふうに願っております。

そういった点で、まだまだ、これからいろんな施策を講じていかなければならないのではないかと思っておりますが、そういった施策、前向きに対応していただけるようお願いしたいなというふうに思っております。何か御所見がありましたらお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 社会課題になってくると思います。今、まちの防災課が個別避難計画、これは独り暮らしとか、孤立のそういったものではありませんが、地域の皆さんが地域の、いざというときに支援が必要な状況を、今、地域の皆さんでつくっていただいている、ここもやっぱり延長線上に地域の皆さんが改めて、今、地域の現状で介護が必要な方がどれぐらいいるか、この家は孤立、孤独、独り暮らしだなとか、そういったところから、また次の政策とか、施策が生まれると思います。

今、消防であったり防災安全課であったり福祉であったり、こういった情報、個別な、個人情報もありますけど、しっかり共有をしながら、しっかりやっていますので、そういった中から次の政策であったり、そういったものが出てくるかなと思います。やっぱり幾ら人が常駐、常勤でいろいろいても、これは常に一緒に生活するわけではありませんので、周りの方がやっぱりちょっと変化とか、そういったことを気づいていただいて、教えていただく、そういうふうな社会の流れが、これから求められているのかなとも思いますので、また、いろいろ御指導よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。やっぱりだんだんと、私も含めて高齢化していきます。高齢化していくと家族と一緒に生活している方はまだしも、

やっぱり独り暮らしで、どうしても独り暮らしをしなければいけない状況にある方というのもいらっしゃると思います。そういった方に、やっぱり地域も含めまして行き届いた目をかけてあげること、声をかけてあげることというのが、地域全体でできれば一番いいことではないかというふうに思っております。それで、できるだけ孤立死、孤独死ということがないようにという思いはしておりますけれども、これは避けて通れない道だということも十分承知しております。

その中で一人でも自分の人生は豊かだったなと思っていただければ一番いいのかなと。その豊かさというの、幸せ感、豊かさというのも個人差によって、個人差は、いろいろあると思います。どれだけよそから見て幸せそうに見えていても、御本人がこんな不幸な人生はなかったと思えば不幸ですし、どんなに、そんなに、不幸と思うような生活をされていても、本人が自分の人生満足だったと思っていただければ、それは、その人にとって一番すばらしいことだと思いますので、できるだけ私たち町民も、そういう方が一人でも多く出てくるように努めてまいりたいと思いますし、行政の方も、そういった方に対する目こぼしのないようにしていただけたらというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 齋藤議員の最初の質問で、谷間の福祉とか、いろいろ皆さんそういったところを、やっぱり今、少子高齢化とか、そういった中でやっぱり感じられているのだと思います。

今回、地域防災安全課のお話もさせていただきましたが、例えば生涯学習課の公民館活動であったり地域活動であったり、また、いろいろな会議とか、そういった中で、スポーツもそうですよね。そういう孤独を感じないような施策、やっぱりどこかで誘い合う、そう言って、そういう仲間づくりや、健康長寿クラブとか、えち鉄の会とか、いろいろな会もあります。そういったところにやっぱり他人とでもいろいろ趣味が一緒にする人と関わりながらしていくことが、孤独の解消にもなるかなと思いますし、いざそういった方が、先ほど齋藤議員の話もありました。いざ何かになったときには地域とか、そこでしっかりと何か見守れる。もちろん地域包括支援センターとか、そういったところもしっかり機能しなければいけません。そういったことも、これからまだまだ求められてくると思いますので、しっかりといろんな仕事の中で、そういった孤立とか孤独とかというワードを、やっぱりしっかり受け止めながら進めていくことが大事だと思います。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。先ほども申しあげましたように、1人でも多くの方が、幸せを感じる人生を歩んでいただけたらというふうに思います。

続きまして、3つ目の質問に移らせていただきたいと思います。3つ目の質問ですけれども、不適切な保育防止のガイドライン作成ということで質問させていただきたいと思います。

これ、この不適切な保育防止のガイドラインというのは永平寺町が作成したということはゴールデンウィーク明け間近だったと思うのですが、新聞紙上で初めて知りました。その内容についての説明は去る5月27日の全協で説明されました。

先に、この新聞で知ったときの感想を言わせていただきたいと思いますのですが、新聞で知ったとき、これをつくられた背景というのが、思ったのですが、こういうことが日常茶飯事の保育活動の中で起こっているのかなという印象を受けました。

といいますのは、別に実態があってお話しするわけではないのですが、昨今のニュースで、いろいろな保育に対する報道がされております。例えば、保育士さんが園児に対して虐待してしまった。もっとすごいことになったら、今朝のニュースなんかだと、殺してしまった。殺すつもりはなかったけれども殺してしまったみたいなことがニュースで言っていました。それをはじめとして、例えば幼稚園の送迎バスの中で置き去りにされて熱中症で亡くなってしまった。それは直接、保育士さんが手を下したわけではありませんけれども、そういったことが何件か発生して、皆さんのお耳にも達していることだと思います。

そういうような背景があって、このガイドラインをつくられたのかなというふうに私は感じました。今回ですね、この質問をするに当たって子育ての課長さんは、この4月から就任されたわけですので、申し訳ないなという気持ちはありました。というのは、このガイドラインをつくられたのは多分、昨年度から取りかかってらっしゃることだったので、新任の課長さんに質問するのはちょっと心もとないなという気持ちをもりましたので、あえて遠まわしのところからの質問をさせていただきたいと思います。

このガイドラインを見ていただきましてですね、町長、それからまた、新任で申し訳ないのですが教育長は、内容について、どのように感想を持たれたのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これについても何度も申し上げます。やっぱり時代が変わってくることによって、例えば、先生が昔はオーケーだったことが、今ではもう駄目になっている。ただ、情熱あふれて、行き過ぎた指導をしてしまう。ただ、ここはやっぱりしっかりガイドラインができていることによって、周りの皆さんでしっかりと牽制し合うといいますか、それは駄目ですよとかということをやっぱりしっかりやっていく。それともう一つ、こういうふうな今、全国的に問題になっていることもあります。やっぱり保護者の皆さんにしても、うちのまちは大丈夫だろうか、いろいろなそういった不安もありながらの、預けられる方もいらっしやるのかなと。そういった方々の中の、そういった不安も、やっぱりこういったガイドラインをしっかりつくることによって取り除くことができ、また、子育てにも優しい、そういったまちの一つにもなるのかなというふうに思っております、このガイドラインができることによって、先生方も働きやすい一つの指針ができますので、環境になるのかなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（竹内康高君） 私もこの不適切な保育というのは、マスコミでたくさん出て、心を痛めながら聞いていることが、本当に多々、最近多くて、本町においてですね、このガイドラインができたということは、まず、そういうことを絶対にしないと。そういうことが絶対起きないということを、本当に意思表示をしてくれるものだと思えました。

実際、ガイドラインですので、これを基本にして日々の保育をもう一度考えていくというところ、学校の中でもですね、こういったいろんな危機管理マニュアルなど、ガイドラインというものは存在してまして、そういったことがあることで日々の教育活動、保育士さんの保育活動について振り返りをすぐできるようにということで、とても大事なことだと考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 町長と教育長のお話、よく分かりました。どういう感想を持ったかというのを聞きしたのは、なぜかといいますと、このガイドラインが作成されたところに、その背景というのがあるのではないかなと思っております。お二人の今、感想をお伺いしまして、特段そういう背景はないのかもしれないという思いはしているのですけれども、もし、何かしらの背景があるのでし

たら教えていただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） ガイドラインが作成されたきっかけということで、すけれども、令和4年度に全国の保育所等で不適切な保育の事案が多く報道されるようになったことから、本町としても不適切な保育は、他県や他市町の話ではなく、どこにでも起こり得ることとして捉え、全国保育士会の人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、子供を尊重することや、子供の人権擁護について意識を高め、保育の振り返りを行いました。

この取組の内容を、仁愛女子短期大学の先生からの依頼で全国保育士養成協議会のセミナーで発表する機会もありました。

また、令和3年3月に国の不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引が示されており、他県のガイドラインの事例が紹介されていました。本町においても、この手引を参考にし、今取り組んでいる園内研修を充実させ、資質向上を図るために町と包括的連携協定を締結している仁愛女子短期大学の先生に御協力をいただきながら作成をいたしました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。多分、今のこれを作るきっかけになったのが担当課及び担当職員の方のお考えだというふうに解釈させていただいてよろしいでしょうか。

そう思いますので、そこで、私は、そのガイドラインそのものが、作成したそのものの是非というのが言いたいわけではなくて、多分、類似のことが発生した場合の道標になればいいのかなと。保育士さんや放課後児童クラブの指導員さん向けの勉強会というのも配置をさせていただきました。

講師の先生は仁愛女子短期大学の先生が講師をなさって、ガイドラインの内容というのは説明されたわけですが、この内容をじっくりと私も読ませていただきましたし、その勉強会にも参加させていただきました。これ内容からするとですね、今これから、これから保育士さんになろうという学生さんが、まずは習得していただきたい内容だなというふうに感じました。

県内で初めてガイドラインを作成したということで、永平寺町の幼稚園で不適切な保育が行われているというような誤解が生じるのではないかなと。これがほかへ出回ったときに、そういう誤解が生じるのではないかなという心配もありま

す。

その点では、説明していただく時点で、ちゃんとそういう説明をされるのであればとは思いますが、それは大丈夫でしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 題名が不適切な保育のためのガイドラインという名前なので、そういう不適切なことが行われてしまっているのではという誤解を生む可能性はあるのですが、これ適切な保育のためのガイドラインと捉えていただけるとありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。そういうね、適切な保育をするための不適切な保育のガイドラインですという説明をしていただくと、誤解はないかと思えますけれども、そういう事例があったからかなというような臆測で、これが不適切なという言葉だけが独り歩きしてしまうとちょっと寂しいなというふうには思いました。ガイドラインについてはそういった点で、これ自体は本当に保育士さんの道標になって、よりよい保育ができてくればいいのかというふうには思いません。

といったところで、ひとつこのガイドラインからは少し外れるのですが、幼稚園で、こども園も含めてですけれども、保育の時間中に園児がけがしたときの園と、それから保育士さんの対応について教えていただけますでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） けがを発見した保育士は、すぐに近くの職員と園長に知らせ、事故発生の状況を把握するとともに、応急手当を行います。また、けがをした園児の状態は複数人で確認し、子育て支援課へ報告をします。けがの状況から、受診の必要がある場合は保護者に連絡し、現在のお子さんの状況を伝え、病院受診の承諾をさせていただきます。受診時はタクシー、または緊急の場合は救急車を要請する場合もございます。

また、受診をした、しないに関係なく、けがを発見した保育士は、事故発生時の状況を、その日のうちにヒヤリハット報告書に記録をします。保護者へは丁寧に御説明をさせていただいております。また、その報告書を基に、けがの原因と再発防止を検討し、園長会などで情報を共有して、再発防止に努めております。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。実はですね、皆さんは御承知だと

思いますけど、今年の春まで孫が幼稚園にお世話になっておりましたので、いろんな場面、いろんな状況というのを、やっぱり見たり聞いたり、人から伝え聞いたりするチャンスというのがかなりありました。その中でやはり今、子育ての課長さんおっしゃっていただいたように、病院を受診しなければいけないようなけがになった場合に、果たして、どうだったのかなど。幸いにして、私は、そういう経験がないのですけれども、恐らく保護者の方に連絡、そこまでは行くと思います。その後、保護者の方が病院に連れていくという事例が多かったように思っていたのですよね。

そこですね、今回この質問をさせていただいたのは、これは実際にあったことですが、幼稚園でけがをした子供がおりまして。ちょっとした傷ではなくて病院へ行って、何針か縫わないといけないようなけががあったそうです。そのときに幼稚園から保護者の方に連絡がありまして、まず、かかりつけのお医者さんはどこですかという問い合わせがあったそうです。けがですし、かかりつけのお医者さんというのが、内科でしたらあると思いますけれども、なかったのではないということになりまして、医科大学へ行かれたそうです。大学病院へ行かれたそうですけれども、それは保護者の方、そのお子さんには兄弟がおりまして、下のお子さんが、まだ未就園児ですよね。未就園児を、その幼稚園で一時預かり、予約はしてないのですけれども、一時預かりでお子さんを、下のお子さんを預かっていただいて、保護者の方が一人で病院に行けるような状況にしてくださったそうです。

病院に保護者の方が行かれまして、園長先生、主任先生、担当保育士さん、それからもうひと方、多分、看護師さんだろうと思います。4人そろって病院で保護者の方を待ち受けていたそうです。結果的には3針縫うようなけががあったそうです。その後につきましてはですね、また何回か通院をしなければいけないという状況だったので、幼稚園のほうからは、保護者のほうには通院には幼稚園から連れていきますという申出があったそうです。

ところが、その保護者の方は、やはりけがの状況、それから治り具合とかも知りたいので自宅から自分たちで連れていきますというお話をしたそうです。そのときの下のお子さん、未就園児ですけれども、下のお子さんについては、園のほうで、一時預かりでお預かりしますという対応をされたということがありました。

すごく、私としては完璧だなというふうに思いました、というのは、けがした子供さんに対しての対応はもちろんですけれども、その未就園児である下のお子

さん、下のお子さんがいたら、多分、保護者、お母さんかお父さん、一人で見たらっしやったら、なかなか病院には行きづらいですし、小さいお子さんを連れて病院に行くというのいかなものかというふうに考えます。そこで園は一時預かりで預かるという判断、こういった判断、すばらしいなというふうに思いました。

こういったことが日常、本当は、けがは起こってはいけないことですが、万が一起こったときの対応として、そういったことが周知徹底されたら一番いいし、そうすることによって、永平寺町の幼児教育という水位の向上というのが見受けられるのではないかなと思われま。何よりもやはりけがをしないことが大事ですけども、けがをしたときの対応、その家庭の状況というのを判断していただくの対応というのが一番大切なんじゃないかなというふうに思います。

特に昨今、核家族が多くなりまして、1人の親で1人の子供さんを見ているわけではないです。2人、3人の子供さんを見ているという場合も多々あります。そういった場合の対応についても、今回の、この事例を基にして、もっと充実されるといいなというふうに思いましたので、今回、御紹介させていただきました。

もし御所見がありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 副町長。

○副町長（北川善一君） 今回の不適切保育防止ガイドラインの前に、事故発生時の対応のフローチャートというのは、もう既に前からありました。今おっしやった件もそのフローチャートに従って、まず応急処置して、園長先生なりが病院へ行く、行かないを判断すると。病院へ連れていくか、場合によっては救急車を呼ぶと。そういったフローチャートに従って各園っておりますので、そこら辺のところ、また反省する、もし見直さなあかんところは見直しますけども、基本的には、そういったフローチャートに従って、どの園でも同じような対応ができる、誰が対応してもできるようにしていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） ありがとうございます。くれぐれも兄弟がいる場合の未就園児、誰も見る人がいなくなるような子供ですので、そういった子供を連れて病院へ走らないといけないというようなことのないようなフローチャートを作っただけならと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午後 1時34分 休憩）

（午後 1時34分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中でございますが、本日の会議は、この程度にとどめ、
延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会します。

明日6月11日は午前9時より本会議を開催いたしますので、御参集のほどよろしく
お願いいたします。

本日はどうも御苦労さまでございました。

（午後 1時35分 延会）